

令和4年度

事業報告書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

Japan Securities Dealers Association

日本証券業協会

目 次

御挨拶	1
第1編 事業報告	5
第1章 事業活動の概要	5
第2章 業務に関する事項	16
1 協会員に関する事項	16
2 金融・資本市場活性化への対応	17
3 提言	24
4 各種要望	26
5 調査・研究に関する事項	32
6 証券知識の普及・啓発に関する事項	36
7 株式市場等に関する事項	41
8 公社債市場等に関する事項	43
9 外国証券等に関する事項	44
10 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項	44
11 投資勧誘等に関する事項	45
12 研修・資格試験に関する事項	47
13 監査・モニタリング等に関する事項	50
14 あっせん・苦情相談に関する事項	55
15 国際交流に関する事項	57
16 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項	60
17 地区協会に関する事項	60
18 内部統制に関する事項	61
19 内部監査に関する事項	61
20 その他	62
第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等	64
第2編 財務報告	79

第3編 資料	125
1 全国証券大会所信	125
2 協会員に関する状況	127
3 協会員の従業員の状況	128
4 株主コミュニティの状況	130
5 株式投資型クラウドファンディングの取扱状況	130
6 フェニックス銘柄の状況	131
7 上場株券等の取引所金融商品市場外売買の状況	131
8 時価発行公募増資の実施状況等	132
9 公社債の状況	134
10 店頭CFDの状況	136
11 外国証券に関する事項	137
12 研修・資格試験の実施状況	138
13 金融・証券知識の普及・啓発に関する事項	142
14 税務相談に関する事項	144
15 定款・諸規則改正等	145
~~~~~	
○ 会員名簿	146
○ 特定業務会員名簿	150
○ 特別会員名簿	151
○ 理事会・常勤役員等名簿	154
○ 会議・委員会委員等名簿	154
○ 地区協会関係名簿	157
○ 事務局機構	159
・ 主要会議体の機能と構成及び事務局組織	159
・ 本部、地区協会所在地	160
・ 日本証券業協会のウェブサイト等について	161



御 挨拶

会 長 森 田 敏 夫

この度、令和4年度の事業報告書を取りまとめましたので、この機会に御挨拶申し上げます。

4年度の株式市場を振り返りますと、欧米を中心とした世界的な物価高、12月の日本銀行による10年長期金利許容変動幅の拡大を含めた各国の金融政策の変更、それらを受けた市場金利や外国為替相場の動向等を材料に変動しましたが、概ねボックス圏での推移となりました。年度初めである4年4月1日の終値(27,665円)と年度末である5年3月31日の終値(28,041円)を比較いたしますと376円(1.36%)の上昇となりました。

他方、我が国経済は、ロシアによるウクライナ侵攻等を背景とした地政学リスク、継続する世界的な物価高、金融資本市場の変動等、不確実性への高まりが懸念されるものの、コロナ禍からの経済活動の再開が着実に進み、個人消費やインバウンド消費を中心に回復基調にあります。

このような状況下、政府において「資産所得倍増プラン」が策定される等、証券業界の重要性はより一層増しているものと考えています。本協会においては、引き続き証券投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現等に貢献できるよう、各種の取組みを推し進めております。ここではその中から、「国民の資産形成支援の強化、資産所得倍増プランへの貢献」、「スタートアップ育成の支援」、「グリーントランスフォーメーション(GX)の促進、SDGsの達成に向けた取組み」、「デジタルトランスフォーメーション(DX)の促進」、「高齢化社会に対応した金融サービスの実現」及び「活力ある金融資本市場の実現に向けた取組み」に関する取組みについて所見を申し述べます。

#### (国民の資産形成支援の強化～資産所得倍増プランへの貢献～)

本協会では、4年7月に、「中間層の資産所得拡大に向けて～資産所得倍増プランへの提言～」を取りまとめ、NISAや確定拠出年金等の資産形成支援制度の抜本的な拡充を提言いたしました。政府が11月に策定した「資産所得倍増プラン」においては、NISA制度の恒久化をはじめとした抜本的拡充、iDeCo制度の改革等の方向性が示され、令和5年度税制改正においては、NISA制度の恒久化に加え、非課税保有期間の無期限化や投資上限額の増額等が措置されました。今後は、6年に開始する新しいNISA制度の普及啓発に努めてまいります。

また、同プランにおいては、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織

として、新たに6年中に認可法人「金融経済教育推進機構」を設立することが盛り込まれました。今後は、同組織の運営体制の整備等にあたって、最大限の協力をしてまいります。

さらに、学校教育において、金融・証券に関する記述が拡充された新学習指導要領に基づく授業が開始されたことやICT化が進展していることを踏まえ、金融経済教育の実態・課題を把握するための調査・検討を行いつつ、それらを指導する中学校・高等学校等の教員を支援するため、副教材の提供や教員向けセミナーの実施等、学校向けの金融・証券教育支援活動を引き続き推進しております。また、投資未経験者・初心者向けの証券知識の普及・啓発を図るため、セミナーの実施やWEBコンテンツ提供のほか、金融・証券インストラクターを大幅増員して講師派遣を実施する等、社会人向けの金融・証券教育支援活動も推進しております。

併せて、全国銀行協会との金融・証券インストラクターの共同利用等関係団体との連携のさらなる強化を進め、幅広い年代や職域を対象に金融リテラシー向上のための様々なアプローチを強化しております。

これらの取組みを通じ、「貯蓄から投資へ」の流れが健全で本格的なものとなるよう、本協会としても努力してまいり所存です。

#### (スタートアップ育成の支援)

4年11月、政府において「スタートアップ育成5か年計画」が取りまとめられ、スタートアップへの投資額を9年度に(4年の)10倍を超える規模(10兆円規模)とする目標が打ち出されました。

本協会では、特定投資家向け銘柄制度(J-Ships)を4年7月に創設し、証券会社が、特定投資家と呼ばれるプロ投資家に非上場企業の株式等の勧誘を行う場合の規則を整備することで、非上場企業による成長資金の調達に証券会社が更なる役割を果たすことを可能としました。さらに、特定投資家向け有価証券の私設取引システム(PTS)における取引の実現に向けた取組みも進めております。

また、4年2月に公表した「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」報告書において定められた改善策の実現に向けて、4年6月及び5年2月に規則改正を行う等対応を進めております。

今後も、関係する各機関とも連携をしつつ、スタートアップ育成の支援のため、非上場株式等の発行・流通市場の整備及び取引活性化に向けた取組みを行うとともに、公開価格の設定プロセス等に関する改善策の実現に向けて尽力してまいります。

#### (グリーントランスフォーメーション(GX)の促進、SDGsの達成に向けた取組み)

本協会では4年7月に「サステナブルファイナンス推進宣言」を発出し、証券業界を挙げて、サステナブルファイナンスの推進に、より一層、貢献することを宣言いたしました。引き続き、サステナブルファイナンス推進に向けた取組みを通じて、GXの促進を図ります。特に、市場関係者の人材育成強化や個人投資家への普及・推進に資する施策を検討、実施するほか、国際資本市場協会(ICMA)を始めとした国内外の関係機関等との協力・連携強化を行うとともに、グリーンボンド・ソーシャルボンド等への

投資に対する税制上の恩典が措置されるよう、関係各方面への働きかけを行ってまいります。

さらに、証券業界における働き方改革・ダイバーシティの一層の推進や、経済的に厳しい状況の子供たちが将来に希望を持って成長できる社会の実現に向けた支援等を継続いたします。

#### (デジタルトランスフォーメーション(DX)の促進)

契約締結時等の証券会社からの情報提供について、書面とデジタル手段を自由に選択できるという方向性が金融庁所管の会議において示されたことから、今後は施策の具体化に向けて関係各所と協力してまいります。

また、ブロックチェーン技術を活用した株式、債券等の有価証券（トークン化有価証券）について、投資者保護や市場の健全な育成の観点から必要な検討・対応を行うとともに、金融イノベーションに関する調査・研究を進めてまいります。

さらに、政府における経済安全保障に係る戦略的な方向性等も踏まえ、証券会社のサイバーセキュリティ対策への支援を行ってまいります。

#### (高齢化社会に対応した金融サービスの実現)

日本における超高齢化の進展に伴い、高齢のお客様やその関係者のニーズにお応えすることは、証券業界にとっても非常に重要な課題と捉えていることから、本協会では、認知・判断能力の低下に備えた資産運用・管理や代理人取引の在り方の検討を行い、米国での成功事例等も調査しています。非常に難しいテーマですが、早期に道筋をつけられるよう、引き続き取り組んでまいります。

さらに、リスク資産の世代間移転を円滑にする観点からの相続税評価額の見直しについて、関係各方面への働きかけを行います。

#### (活力ある金融資本市場の実現に向けた取組み)

これまで極めて限定的であったM&Aを資金用途とする公募増資について、5年2月に規則改正を実施する等環境整備の取組みを進めております。

また、社債市場の流動性向上を図るため、新発債に係る取引情報の発表時期の早期化に向けた対応等を行います。

さらに、5年3月、米国証券業金融市場協会（SIFMA）との共催により、ニューヨークにおいて、第12回日本証券サミットを開催いたしました。コロナ禍の影響により4年ぶりの現地開催となりましたが、日本経済・市場の見通しとともに日本経済・市場の活性化策を紹介し、投資対象及び取引・ビジネスの場としての日本の魅力をアピールするための基調講演やパネルディスカッションを実施いたしました。これらを通じ、海外の投資家・市場関係者等に我が国金融資本市場の現状や取組みについての積極的な情報発信を行うことができたことは大変意義があったと感じております。今後も、日本市場に関する海外への情報発信を継続して実行していきたいと考えております。

加えて、金融資本市場に関連する国際的な法規制、基準設定、市場実務等の動向について国内外の関

係機関と連携を図りながら、トランジション・ファイナンス等、我が国金融資本市場に影響を与えうる事項に関し情報収集・交換を行い、グローバルな共通課題への対応を進めてまいります。

以上が令和4年度の本協会の主要課題に対する取組状況と今後の対応方針でございますが、本協会といたしましては、我が国経済を支えるための金融資本市場確立の貢献に向け、引き続き様々な事案に関し全力を注いでまいります。

引き続き、協会員各位のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

# 第1編 事業報告

## 第1章 事業活動の概要

本年度、本協会では、投資者からの信頼のより一層の向上と証券市場の機能強化に向けて、次の7つの重点課題に取り組んだ。各課題の主な取組み内容は以下のとおり。

### 1 新しい資本主義の実現に向けた積極的な提言及び取組み

4年7月、政府における「資産所得倍増プラン」の策定方針が示されたことに伴い、証券業界として「中間層の資産所得拡大に向けて～資産所得倍増プランへの提言～」を取りまとめ、関係各方面へ働きかけを行った。その結果、11月に公表された「資産所得倍増プラン」では、NISAの抜本的拡充・恒久化、iDeCo制度の改革、金融経済教育の充実（6年中の認可法人「金融経済教育推進機構」設立）等、本協会の提言内容が盛り込まれた。

### 2 国民の資産形成支援の強化のための取組み

#### (1) 中長期的な資産形成の促進

##### ① NISAの抜本的拡充に向けた取組み

令和5年度与党税制改正大綱において、NISAの抜本的拡充・恒久化（①制度の恒久化、②非課税保有期間の無期限化、③年間投資上限額及び非課税保有限度額の拡大、④簿価残高方式での非課税保有限度額の管理（枠の再利用可能）、⑤つみたて投資枠と成長投資枠の併用、⑥新NISAの施行見直し等）が措置されることとなった。

5年2月、「資産所得倍増プラン」の策定、NISAの抜本的拡充・恒久化の措置等を踏まえ、㈱日本取引所グループ及び（一社）投資信託協会とともに、政官民様々な立場の専門家及び著名人にご登壇いただき、「NISAの日記念イベント～資産所得倍増に向けて～」を開催したほか、当該イベントに係るアーカイブ動画の配信等を行った。

つみたてNISAのCM動画を刷新し、SNSやテレビ、屋外ビジョン等において、配信・放送した。

会員用の広報ツールであるリーフレット・パンフレットについて、税制改正等を踏まえた改訂を行ったほか、NISA特設ウェブサイトの運営を行った。また、NISA・つみたてNISAのノベルティを製作し、会員に配布した。

##### ② 確定拠出年金制度（企業型DC、iDeCo）の改善に向けた取組み

令和5年度税制改正要望等において、確定拠出年金制度の改善に関し関係各方面に働きかけを行ったところ、要望実現には至らなかったが、令和5年度与党税制改正大綱において、iDeCoの加入可能年齢引上げや拠出限度額の引上げについて、6年の公的年金の財政検証にあわせて所要の措置を講じることや結論を得るとされていることも踏まえつつ、具体的な案の検討を進めていくこと

とされた。

### ③ 職場を通じた資産形成の促進

令和5年度与党税制改正大綱において、法人が使用人に支給するつみたてNISA奨励金が賃上げ税制の対象となることを明確化することとされた。

4年10月から12月、職場における資産形成の重要性を訴求するため、東京商工会議所の会員企業に向け、職域セミナー「これだけは知っておきたい！将来に向けた家計管理と資産形成のキホン」をオンラインにて実施した。官公庁、民間企業等の各種講座や職場研修に金融・証券インストラクターを講師として派遣し、派遣先からの要望を踏まえつつ、対面又はオンラインにて、資産運用の必要性や金融商品の基礎知識等について講義を行った。

## (2) 証券投資の拡大の推進

### ① 金融所得課税の一体化（デリバティブとの損益通算）に向けた取組み

令和5年度税制改正要望において、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引にまで拡大することを掲げ、要望実現に向けて関係各方面への働きかけを行った。

### ② 証券投資に興味関心を持ってもらうための広報活動

各界を代表する著名な方々より「証券投資の日」に対するメッセージ動画を頂戴し、特設ウェブサイトに掲載した。

広報企画「まなぶ わかる どうしチャンネル」にて、東大王として若年層をはじめ幅広い世代に知名度がある「QuizKnock」を起用したYouTubeチャンネルを開設し、動画を順次公開した。また、SNSを用いて大量の投資クイズ短尺動画を展開した。その他、投資クイズをまとめた小冊子を作成し、協会員への店頭販促ツールとして無償配布を行った。

### ③ 株式投資による資産形成を推進する啓発活動

テレビ等に出演し、オンラインセミナーの案内、NISA動向の説明等、資産形成を推進する情報を発信した。

広報企画「まなぶ わかる どうしチャンネル」にて、株主優待等、株式投資の魅力を訴求する動画を公開した。

## (3) リスク資産の円滑な世代間移転のための環境の実現

令和5年度税制改正要望において、世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、相続税評価額の見直し等を掲げ、要望実現に向けて関係各方面への働きかけを行った。

高齢社会に対応した効果的な資産の運用・管理や代理人等取引の在り方について任意代理等の法的制度に係る情報収集を行った。

## (4) 金融リテラシー向上のための取組み（(一社)全国銀行協会との連携の推進）

### ① 学校向け金融・証券教育の推進

副教材については、主に中学校・高校向けに「金融クエスト」（「消費者教育教材資料表彰2021」優秀賞受賞）をはじめとする各種副教材を無償提供している。

学校現場のICT化の進展を踏まえ、シミュレーション教材「株式学習ゲーム」のウェブサイトデザインのリニューアルや、ウェブサイト「金融経済ナビ」の動画コンテンツの改修を実施した。また、小中高校・大学向けに体験プログラムの提供や講義による講師派遣を行った。

4年10月、「金融経済教育を推進する研究会」（事務局：本協会）が、中学校における金融経済教育の実態を把握するため、中学校の教員・生徒を対象に実施したアンケート調査結果「中学校における金融経済教育の実態調査報告書」を公表した。

## ② 社会人向け金融・証券教育の推進

ライフイベントを踏まえた家計管理の重要性やポイント、投資の基本的な考え方や、NISA・つみたてNISA等について解説するセミナーを実施している。具体的には、テーマ別「はじめての資産運用講座」オンラインセミナーの実施、桐谷広人氏を起用した講座動画コンテンツの公開のほか、地方都市では、財務局との連携、地元メディア等の活用により、地域密着型のセミナーを実施した。また、（一社）全国銀行協会との間で締結した金融経済教育の推進および子どもや若者の貧困対策に関する合意（MOU）に基づき、学校の教員向け共催セミナー等を実施した。

社会人向け講師派遣については、派遣先のニーズにあわせ、対面式の講義及びオンライン講義を併用して実施した。

ウェブサイトによる情報発信については、ウェブサイト「投資の時間」において、若年層及び投資未経験者の新規流入獲得のため、幅広い「お金」につながる時事テーマを扱った連載コンテンツを月1回定期更新している。また、同ウェブサイトの更なる認知度向上を図るため、メディアとのタイアップ企画の実施等を通じて、継続的に若年層を対象としたウェブ広告を実施している。

## ③ 資産所得倍増プランへの対応

4年11月、認可法人「金融経済教育推進機構」の運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たって最大限協力する旨の会長談話を発信した。

# 3 金融資本市場の機能・競争力の強化のための取組み

## (1) 金融イノベーションの進展への適切な対応

4年9月、「金融審議会『市場制度ワーキング・グループ』中間整理」において提言された非上場有価証券等（トークン化有価証券を含む。以下同じ）の私設取引システム（PTS）における取引に関する事項等について実務的な検討を行うため、（一社）日本STO協会と合同で「非上場有価証券等のPTS取引に関する検討会」を設置した。

5年3月、非上場有価証券のPTS取引における取引等に必要な自主規制規則を整備するため、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の制定に関するパブリックコメントの募集について、各会議体において審議を行った。

金融イノベーションに関する動向等を踏まえ、関係機関等との連携を図りながら情報収集を行うとともに、2年9月よりAIやビッグデータの利用拡大等のテクノロジーがもたらす金融革新における新たな法的課題や、テクノロジーと金融革新が金融の新たな発展に資するための条件等について（公財）

日本証券経済研究所に研究を委託し、同研究所に設置された「テクノロジーと金融革新に関する研究会」において調査・分析が行われている。

4年9月、同研究会で行った調査・分析を基に、証券経済研究「テクノロジーと金融革新に関する研究会特集号」を発刊した。

金融庁の「デジタル・分散型金融へのあり方等に関する研究会」や日本銀行の「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」等における送金手段のデジタル化への対応の在り方等の検討に参加し、情報収集を行った。

## (2) スタートアップへのリスクマネーの円滑な供給の支援

令和5年度与党税制改正大綱において、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化（①保有する株式を売却してスタートアップに再投資する場合の税制優遇の創設、②ストックオプション税制の権利行使期間等の要件緩和、③エンジェル税制の要件緩和等）が措置されることとなった。

## (3) 非上場株式等の発行・流通市場の整備及び取引活性化に向けた取組み

4年4月、特定投資家向け非上場株式等に係る取引制度の整備を図る「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等を制定し、7月施行した。

4年9月、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」に基づく取引制度の愛称を「特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）」に決定するとともに、10月、ロゴマークの公表・専用ウェブサイトの開設を行った。

4年10月、株主コミュニティ組成時に運営会員が行う発行者の審査について、(株)名古屋証券取引所のサポートを受けることを可能とする取組みを行うとともに、11月、審査に関する参考情報を追加するため、『株主コミュニティ』に係るQ&Aの一部を改訂した。

5年3月、特定投資家向け有価証券のPTS取引の実施にあたり必要な自主規制規則の整備のための、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の制定等に関するパブリックコメントの募集について審議を行った。

## (4) 社債市場の拡充・多様化に向けた環境整備

4年4月、社債レポ市場の整備に向け、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」における検討を踏まえ、「社債レポ市場の整備に向けた課題対応工程（マイルストーン）」を策定した。また、6月、一般債取引にフェイルチャージを導入するため、「一般債の振替決済に関するガイドライン」等の一部を改正し、12月施行した。併せて、6月、「債券貸借取引に関する基本契約書」等の一部を改訂した。

「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、社債の取引情報の発表制度について、新発債の発表時期早期化に向けた検討を行った。

## (5) 国際金融センターの実現に貢献する取組み

国際金融都市構想を掲げる各都市（東京・大阪・福岡）の地位確立に向けて、各都市や（一社）東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）の取組みに参画している。

#### (6) マイナンバー制度の利活用範囲の拡大に向けた取組み

証券業界におけるマイナンバーの利活用に向けて、「社会保障・税番号に係る法整備等対応ワーキング・グループ」において、マイナンバーの利活用に関する要望事項及びスキームについて検討を行い、関係者に働きかけを行った。

#### (7) 証券会社におけるサイバーセキュリティ対策への支援

サイバーインシデントの未然防止を図るため、政府・セキュリティ専門機関から提供されるサイバーセキュリティに係る脆弱性情報等について会員への周知を行った。(4年4月～5年3月：125回)

本協会に報告された証券会社におけるサイバーインシデント事案について、証券会社情報セキュリティワーキング・グループにおいて、四半期ごとに対応の概要等を取りまとめた。

証券会社のサイバーセキュリティ対策に資するため、政府の各種サイバーセキュリティ演習(Delta Wall等)への証券会社の参加について調整を行ったほか、訓練結果についてフィードバックを行った。

サイバーセキュリティの最新動向・事例とそれに向けた証券会社の対応等に関する動画のオンデマンド配信を実施した。

#### (8) 市場機能維持のための訓練の実施

4年11月、BCPウェブシステムを活用した三市場(証券市場、短期金融市場、外国為替市場)による合同訓練を実施し、情報連絡体制の再確認を行った。

#### (9) 外務員登録・資格制度のあり方に関する検討

外務員資格更新研修のオンライン受講に向けて、研修実施の委託先及び外務員登録・資格管理システムのベンダーとの間で、具体的な実施方式・委託費用、システムの改修に関する協議を行っている。外務員等資格試験制度に関するワーキング・グループにおいて、具体的な実施方法を提示し、引き続き検討を行う。

### 4 SDGs達成・グリーントランスフォーメーション(GX)の促進のための取組み

#### (1) サステナブルファイナンスの推進とGXの促進に向けた取組み

3年10月に設置した「カーボンニュートラル実現に向けた証券業界に対するアドバイザリーボード」において、有識者からの知見等の集約に努め、今後のサステナブルファイナンス推進に係る施策案の検討を行っている。

4年7月、サステナブルファイナンスに関して証券業界が歩むべき一定の方針やスタンスについて、広く金融資本市場に示すことにより、証券業を通じた社会的課題解決を加速し、もって持続可能な社会に貢献すべく、「サステナブルファイナンス推進宣言」を策定・公表した。

4年8月、国際資本市場協会(ICMA)「グリーンボンド原則(2022年6月付録I改訂版)」及び「ソーシャルボンド原則(2022年6月付録I改訂版)」の日本語訳を作成するとともに、5年2月、同「インパクトレポートについて調和のとれた枠組みを目指すガイダンス文書(2022年6月)」及び「ソーシャルボンドに関するインパクトレポートについて調和のとれた枠組みを目指すガイダンス文書(2022年6月)」の日本語訳を作成し、ICMAのウェブサイト上で公表した。

4年11月、ICMAとの共催により、①トランジション・ファイナンス、②サステナビリティ・リンク・ボンド、③グリーン／ソーシャルボンド等の資金使途特定型債券に焦点を当てた「サステナブルボンド・カンファレンス」を開催するとともに、SDGs債発行にあたっての実務やグリーン／ソーシャルボンド原則のアップデート内容等について紹介する「エグゼクティブ・トレーニングコース」を開催した。

5年3月、インパクト投資に関連するイニシアティブが公表するインパクト測定ツールを紹介する情報ウェブサイトを開設するとともに、ESG投資の意義等を紹介する個人投資家向けウェブサイトを開設した。

令和5年度税制改正要望において、SDGs推進のための税制措置を掲げ、要望実現に向けて関係各方面への働きかけを行った。

## (2) 働きがいのある職場環境の整備やダイバーシティの推進

4年7月及び12月、人事担当者同士による会員各社の人事制度・取組みに関する情報共有及びネットワーク構築の機会の提供を目的とした「人事担当管理職を対象とする意見交換会」を開催し、「新入社員・若手社員を対象とした研修や離職防止のための取組み」及び「男性の育児休業等取得推進のための取組み」をテーマとして、それぞれ意見交換を行った。

働き方改革・ダイバーシティ推進の現状及び取り組む意義に関する理解の深化並びにキャリア意識の醸成等を目的として、先進企業における取組紹介等の研修動画を対象職層別に作成し、会員の役員向け研修ウェブサイト「JSDAトレーニング・ハブ」に掲載した。

4年9月、内閣府令の改正に伴い、外務員登録・資格管理システムを改修し、外務員登録申請書から性別欄を削除するとともに、本協会が備える外務員関係の原簿等から性別情報の削除が完了した。

4年12月、証券業界の女性が更に活躍するための意識醸成を目的とした「証券業界における女性活躍推進カンファレンス」を開催した。

## (3) 経済的に厳しい状況にある子供等への支援

5年3月末までに、「こどもサポート証券ネット」（会員55社、NPO法人等42団体参加）により、米や長期保存可能な食品を中心に累計1,027件の支援が成立した。

（一社）全国銀行協会とのMOUに基づき、証券業界・銀行業界における子ども・若者の貧困問題への取組みの機運を一層高めることを目的として、両協会会員向けに共同セミナーを開催した。

「こどものみらい古本募金」について、現在は会員約110社の協力のもと、約1,200店舗の証券会社店舗等に古本等回収ボックスを設置し、29年10月から5年3月末までに、4,287,151円（157,781冊）の寄付を行った。

## (4) SDGs達成に向けた国内外のパートナーシップの強化

会員が実施する株主優待等を活用して、SDGsに係る社会的課題に取り組む者を支援し、SDGsの達成に資することを目的に設置した「株主優待SDGs基金」について、会員等14社より31,394,553円の拠出を受け、「WFP国連世界食糧計画」及び「子供の未来応援基金」へ寄付した。

4年10月、京都大学等の京都府下9大学が加盟する「京都アカデミアフォーラム in 丸の内」に協賛し、「京都アカデミアウィーク2022」において、特別セミナー「金融の力で支える持続可能な社会

～SDGsとESG投資～」を開催した。

4年12月、早稲田大学との共催により、シンポジウム「『研究』×『行政』×『経済』の結束～脱炭素社会の実現に向けて～」を開催した。

## 5 顧客本位の業務運営の推進・市場仲介者としての機能と信頼性向上のための取組み

### (1) 社会課題の解決に向けた会員の人材の育成に関する取組みへの支援

会員の役職員がいつでも・どこでも・自由に、研修動画を視聴できるウェブサイト「JSDAトレーニング・ハブ」を開設し、営業力の向上や時宜を得た各種テーマ（制度改正等の解説、デジタルトランスフォーメーション（DX）、サイバーセキュリティ、カーボンニュートラル等）についてオンデマンド配信を実施した。

高齢化社会に対応した金融サービスの実現に向けて、高齢顧客に適切に対応できる専門人材の育成に関する研修として、(一社)日本金融ジェロントロジー協会の協力を得て、日本金融ジェロントロジーに関する研修動画をJSDAトレーニング・ハブに掲載した。また、地域包括支援センターの協力を得て、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成するための講座を行った。

会員の職員同士の情報交換や情報交換による気付きの機会の提供、モチベーションの維持・向上を目的に、若手職員向けの交流会を実施した。

### (2) 顧客本位の業務運営の徹底に向けた取組み

顧客本位の業務運営の在り方に関する検討について、金融庁担当官と意見交換を行うとともに、政策懇談会における議論を踏まえて、政策懇談会座長が金融審議会「顧客本位タスクフォース」に出席し、会員からの意見を表明した。この結果、4年12月に取りまとめられた「金融審議会『顧客本位タスクフォース』中間整理」には、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきであることを広く金融事業者一般に共通する義務として定めることとされた。それとともに、6月公表の、「金融審議会『市場制度ワーキング・グループ』中間整理」では、証券会社等が金融商品の販売・勧誘に伴い無償で提供する助言に対しては投資助言業に適用される忠実義務等が適用されず、助言の有償・無償によって適用ルールが異なることについての問題意識が記載されていたところ、12月の「金融審議会『顧客本位タスクフォース』中間整理」ではこの点についての言及はなされなかった。

### (3) 高齢社会に対応した金融サービスの提供に向けた対応

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）が一部の協会員を対象に試験的に実施していた、顧客の親族から寄せられる不満を協会員へ伝達する取組み（パイロット・プログラム）の実施状況及び同プログラムへの参加会社によるアンケート結果を踏まえ、4年9月から対象を全協会員に拡大することとし、協会員に周知した。

4年6月、協会員が金融商品取引に関する高齢顧客対応において創意工夫を行うための参考情報を取りまとめた「高齢顧客ブック」を作成し、10月に協会員の高齢顧客対応に係る取組み事例を追加した。

#### (4) 証券取引における各種手続のペーパーレス化・デジタル化等の推進

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」における議論を踏まえ、「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」において、顧客交付書面のデジタル原則化への課題等について検討を行い、関係各方面への働きかけを行った。

4年12月に取りまとめられた「金融審議会『顧客本位タスクフォース』中間整理」では、書面とデジタル手段を顧客本位の観点から自由に選択できるようにすることが盛り込まれた。

令和5年度税制改正要望において、税務手続の更なるデジタル化を掲げ、要望実現に向けて関係各方面への働きかけを行った結果、令和5年度与党税制改正大綱において、クロスボーダー関係の税務署への提出書類の一部がe-TaxによりCSV形式で提出可能とされた。

#### (5) 金融サービスの変化への適切な対応

##### ① 仕組債の販売勧誘の現状を踏まえた対応

協会員における仕組債の適切な販売勧誘に向け、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」及び「『広告等の表示及び景品類の提供に関する規則』等に関するワーキング・グループ」において、関連ガイドラインを始め自主規制ルール等の見直しに向けた検討を行い、5年2月にパブリックコメントを募集した。

##### ② 私募債に関する実態に即した規則の見直し

「私募債等の商品審査及び販売態勢等の在り方に関するワーキング・グループ」において、最近の発行事例（資産流動化債券について企業金融型に類似する商品の発行等）を踏まえ、「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の見直しについて検討を行った。

#### (6) 適切な自主規制機能の確保

##### ① 機動的・効果的な協会監査

会員・特定業務会員56社（特別監査1社）及び特別会員26機関の監査を実施した。

また、分別管理の状況等について確認すべき事項が認められた会員5社に対し、ヒアリング、実地確認等を実施した。

##### ② インサイダー取引の未然防止に向けたより一層の対応

主幹事会員を通じた新規上場会社への登録促進や定期的な内部者登録・照合システム（J-IRISS）への登録情報の更新の要請等を行っている。

未登録の企業に対し、J-IRISSの仕組みや登録のメリット等について個別に説明する等、登録の要請を行っている。

##### ③ 最良執行方針等に関する規制の見直しに伴うQ&Aの作成

4年8月、最良執行方針等に関する規制の見直しを踏まえ、「最良執行義務に関するQ&A」の改訂等を行うとともに、9月、会員向けにQ&Aの改訂等に係る説明会を開催した。

#### (7) 公開価格の設定プロセス等に関する改善策の実現

4年6月、「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」報告書に記載された改善策のうち、早期に対応できる改善策を実現するため、「有価証券の引受け等に関する規則」

等を一部改正し、7月施行した。また、5年2月、同報告書に記載された「仮条件の範囲外での公開価格の設定」等を実現するため、同規則等の一部を改正した。

上記のほか、同報告書に記載された改善策の実現に向けて、「引受けに関するワーキング・グループ」において具体的な検討を行った。

#### (8) M&Aを資金用途とする公募増資の規制緩和

5年2月、M&Aを資金用途とする公募増資の引受けに際し、主幹事会員が確認すべき事項及び発行会社に公表要請すべき事項等を見直すため、「有価証券の引受け等に関する規則」等を一部改正し、7月施行することとした。

また、規則改正を踏まえ、M&Aを資金用途とする引受けを行うに当たり留意すべき事項等を示したQ&Aの作成に向けて、「引受けに関するワーキング・グループ」等において検討を行った。

#### (9) 証券事故の減少及び事故調査確認・報告業務の円滑化に向けた取組み

5年2月、証券事故の減少に向け、事故の分析、未然防止策及び発生した事故の傾向に係るデータ等を盛り込んだ「営業員のための証券事故防止等ハンドブック」改訂版を作成し、協会員に通知した。

また、4年7月より、証券事故に伴う顧客への支払額が100万円以下の場合に提出する「事故報告書」について、協会WANを通じての新様式(Excel)による報告の受理及び金融庁電子申請・届出システムを通じての財務局等への提出(デジタル化)を開始した。なお、5年4月より、当該支払額が100万円超の場合に提出する「事故確認申請書」及び「事故調査確認申請書」についても、協会WANを通じての新様式(同)による申請の受理及び金融庁電子申請・届出システムを通じての財務局等への提出(同)を開始した。

#### (10) 資本市場の健全な発展の観点からの情報授受規制等にかかる検討への対応

4年12月、第一種金融商品取引業者が投資助言業務を行うための環境整備にかかる金融商品取引業等に関する内閣府令及び関係監督指針等の改正案についてパブリックコメント手続が開始されたことに伴い、会員からの意見を取りまとめて当局へ提出した。

また、ファイアーウォール規制について、外務員の二重登録禁止規制も含め、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」において議論がなされ、政策懇談会座長が意見を表明した。その結果、4年12月に取りまとめられた「金融審議会『市場制度ワーキング・グループ』第二次中間整理」では、引き続き検討が行われることとされた。

## 6 グローバルな情報発信・連携の拡充

#### (1) 日本市場の魅力と可能性に関する海外向けPRの推進

5年3月、我が国市場の現状や日本政府による「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を含めた取組みをPRするべく、ニューヨークで米国証券業金融市場協会(SIFMA)との共催により日本証券サミットを開催した。

#### (2) 新興市場支援やトランジション・ファイナンスの情報交換を含む国際連携・協力の推進

4年11月、国際関係懇談会及びサステナブルファイナンス推進委員会を開催し、ICMAとの間でサス

テナブルファイナンスに関する意見交換を行った。

4年12月、アジア証券人フォーラム（ASF）年次総会をオンラインにて開催し、トランジション・ファイナンス・スタディグループに係る報告、アジア開発銀行（ADB）によるゲストスピーチ及びASF加盟機関からのESG投資等に係るプレゼンを踏まえ、意見交換を行った。

4年7月、トランジション・ファイナンス・スタディグループの会合をオンラインにて開催し、トランジション・ファイナンスの国際的な動向に係る意見交換を行うとともに、12月にサーベイの結果を取りまとめた。

### (3) 国際的な法規制等への対応

4年10月、モロッコにて開催された証券監督者国際機構 協力会員諮問委員会（IOSCO / AMCC）年次総会に参加し、各国当局が注目する現状の課題やリスク等について情報収集を行った。また、10月、IOSCOより公表された「サステナブルファイナンス市場及び商品に関するリテール投資家教育」の日本語訳を作成し、ウェブサイトに掲載した。

4年11月、ベルギーにて開催されたリテール市場及び投資家教育等に関するIOSCO第8委員会会合に参加し、海外の関係当局に対して、日本の個人投資家の動向、本協会の金融教育に係る取組み等についてプレゼンテーションを行い、意見交換を行った。

5年3月、米国金融取引業規制機構（FINRA）のCEOと面談及び実務レベルの担当者との情報交換会を実施し、両機関の自主規制上の最近の取組みや課題等について情報・意見交換を行った。

4年7月、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）より3月31日に公表された公開草案「IFRS S1号 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（案）」及び「IFRS S2号 気候関連開示（案）」に対し、会員の意見を取りまとめ、意見書を提出した。

4年10月、経済協力開発機構（OECD）から「暗号資産に係る報告枠組み（CARF）及び共通報告基準（CRS）の改訂」に係るルール及びコメントリーが公表され、本協会から4月に同機構に対し提出した意見書のうち一部が反映されたことに伴い、証券会社等の事務手続に関し、一定の事務負担軽減が図られる見込みとなった。

### (4) 英語による対応の拡充

4年7月、「当面の主要課題」の英語による説明会を開催した。また、本協会の活動・取組み（新型コロナウイルス感染症関連を含む）について英語による情報発信を行っている。

英語での登録申請が行われた新規参入会員について、本協会への加入手続も英語で対応（本年度中、2社が加入）し、また、本協会の定款及び自主規制規則並びに一部のガイドラインの英訳版をウェブサイトにて公表する等、英語による本協会業務対応の拡充に取り組んだ。

## 7 DXに対応した協会諸施策の推進、事務局運営

### (1) DXの時代に適応した取組みを活用した事務局体制の一層の効率化

事務局内RPAについて、1部署4業務のRPA化を行った（2年度から合計13部署31業務のRPA化が完了）。

事務局オフィス基盤の保守期限到来への対応に合わせ、クラウドサービス活用によるDX化（大容量化、効率化、モバイルの利便性向上等）、セキュリティ強化等の改善を図った。

(2) 本協会の業務継続体制（BCP）及びサイバーセキュリティ対策の維持・向上

サイバー攻撃に関する脅威情報及び脆弱性情報について、収集・分析を行い、必要に応じて本協会のセキュリティ防御対策を実施した。

(3) 戦略的な人材の育成及びワークライフバランスの向上

各種研修を行い、海外大学院への留学、会員・行政等との交流等を通じて、職員の人材育成を実施するとともに、女性職員の積極的な採用にも取り組み、5年3月卒新卒採用8名のうち5名の女性職員を採用した。

職員のワークライフバランスの向上のため、残業削減・有給休暇取得の継続した取組みを実施するとともに、改正育児・介護休業法への対応を行う等、男性職員の育児休業取得の促進及び育児や介護の際に休暇を取得しやすい環境作りを行った。

基本的なIT知識を身につけるための職員研修を行うと共に、職員の一人ひとりが行うサイバーセキュリティ対策について周知を行った。

## 第2章 業務に関する事項

### 1 協会員に関する事項

#### (1) 協会員の現況

##### ① 会員の現況

本年度中、会員5社が加入し、5社の会員権が消滅（内訳：合併1社、脱退4社）した結果、会員数は、本年度末で273社（前年度比増減なし）となっている。なお、会員のうち、外国法人は9社（前年度比1社減）となっている。

会員の従業員数は、4年12月末で約8万7千人（3年12月末約8万7千人）と前年度から横ばいとなった。

会員の店舗数は、本年度末で1,995店（前年度末2,012店）と5年続けての減少となった。

##### ② 特定業務会員の現況

本年度中、特定業務会員の加入及び特定業務会員権の消滅はなかったため、特定業務会員数は、本年度末で13社（前年度比増減なし）となっている。

##### ③ 特別会員の現況

本年度中、特別会員1機関が加入した結果、特別会員数は、本年度末で201機関（前年度比1機関増）となっている。

#### 業態別特別会員数（5.3.31現在）

業 態	特別会員数
都 市 銀 行	5
信 託 銀 行	11
政府系・系統金融機関	3
地 方 銀 行	62
第 二 地 銀 協 地 銀	37
信 用 金 庫	38
信 用 金 庫 連 合 会	1
生 命 保 険 会 社	9
損 害 保 険 会 社	4
短 資 会 社	3
外 国 銀 行	14
証 券 金 融 会 社	1
信 用 組 合	3
そ の 他 銀 行	10
合 計	201

## (2) 協会の加入審査等に関する対応

本年度中、本協会への加入を希望する者について、行政当局等と緊密な連携を取りつつ、業務・財務内容等の確認を行った。さらに、「加入審査等に関する専門調査会」においてその内容を検討し、本協会への加入に当たって問題がないことを確認した上で、総務委員会及び理事会において、当該者の加入について審議を行った。

既存の会員については、財務内容のモニタリングを実施するとともに、経営体制、事業内容等の状況に変更があった会員については特に注視し、同専門調査会において当該会員の情報共有を行いつつ、必要に応じて行政当局等とも連携を図った。

## (3) 協会員交流・意見交換促進に関する取組み

### ① 会員との意見交換促進

本協会と会員間等の相互理解の向上と意思疎通の促進等を図るため、本協会会長と会員代表者との懇談会を開催し、意見交換を行った。

さらに、当該懇談会で出された本協会への意見・要望への対応状況について、本協会の役員が地区の会員に対して、中間報告を行ったほか、地区の会員のニーズに合わせ、本協会の自主規制業務や最近の取組み等について、本部担当部署の役職員が各地区に訪問又はオンライン（4地区 計7回）にて、地区の会員代表者又は実務担当者との意見交換を行った。

### ② 特別会員との意見交換促進

本協会の主要課題の審議状況等について適宜説明し、意見交換を行う場として、「特別会員懇談会」（20年8月設置）を本年度中、2回開催した。

本年度は、令和5年度収支予算原案及び特別会員の理事又は委員会委員の選任基準（案）について審議を行った。

## 2 金融・資本市場活性化への対応

### (1) 政府審議会等への対応

#### ① 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」への対応

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」にオブザーバーとして出席し、「成長・事業再生資金の円滑な供給」、「市場インフラ機能の向上」、「経済成長の成果の家計への還元促進」、「社債市場の活性化」の各論点について、「政策懇談会」における検討等を踏まえ、それぞれ意見を述べた。

「成長・事業再生資金の円滑な供給」については、投資信託による非上場企業への資金供給を促進する観点から、意見を述べた。

「市場インフラ機能の向上」については、非上場株式のセカンダリー取引を円滑化する観点、ファイアウォール規制における投資家保護や資本市場の健全な発展を実現する観点から意見を述べた。

た。

「経済成長の成果の家計への還元促進」については、販売・勧誘と助言の役割の観点から意見を述べた。また、金融機関によるデジタルツールを活用した顧客への情報提供の充実化、プロダクトガバナンスと資産運用業の高度化、家計の資産形成に向けた金融リテラシーの向上を図る観点から意見を述べた。

「社債市場の活性化」については、我が国の低格付け市場の活性化等を図る観点から意見を述べた。

4年6月、本協会からの意見も踏まえ、金融庁より、「金融審議会『市場制度ワーキング・グループ』中間整理」が公表された。

その後、「経済成長の成果の家計への還元促進」、「成長資金の円滑な供給」、「市場インフラの機能向上」について引き続き議論が行われたことに伴い、「政策懇談会」における検討等を踏まえ、各論点について意見を述べた。

4年12月、本協会からの意見も踏まえ、金融庁より、「金融審議会『市場制度ワーキング・グループ』第二次中間整理」が公表された。

## ② 金融審議会「顧客本位タスクフォース」への対応

金融審議会「顧客本位タスクフォース」にオブザーバーとして参加し、「顧客本位の業務運営」、「顧客への情報提供・アドバイス」、「家計における金融リテラシーの向上」の各論点について、「政策懇談会」における検討を踏まえ、それぞれ意見を述べた。

4年12月、本協会からの意見も踏まえ、金融庁より、金融審議会「顧客本位タスクフォース」中間報告が公表された。

## (2) SDGsの推進に向けた取組み

SDGsで掲げられている社会的な課題に証券業界として積極的に取り組んでいくため、以下の取組みを行った。

### ① SDGsに貢献する金融商品の普及・促進に向けた取組み

4年7月、サステナブルファイナンスに関して証券業界が歩むべき一定の方針やスタンスについて、広く金融資本市場に示すことにより、証券業界を通じた社会的課題解決を加速し、もって持続可能な社会に貢献すべく、「サステナブルファイナンス推進宣言」を策定・公表した。

SDGsに貢献する金融商品の1つである「SDGs債」については、市場規模の推移を把握するため、四半期ごとに日本国内で公募された発行額・件数の統計情報を公表していたが、㈱日本取引所グループによる「ESG債情報プラットフォーム」が開設されたことに伴い、4年6月末までの統計情報をもって更新を停止することとした。

4年8月、国際資本市場協会(ICMA)「グリーンボンド原則(2022年6月付録I改訂版)」及び「ソーシャルボンド原則(2022年6月付録I改訂版)」の日本語訳を作成するとともに、5年2月、同「インパクトレポートについて調和のとれた枠組みを目指すガイダンス文書(2022年6月)」及び「ソーシャルボンドに関するインパクトレポートについて調和のとれた枠組みを目指すガ

イダンス文書（2022年6月）」の日本語訳を作成し、ICMAのウェブサイト上で公表した。

5年3月、インパクト投資に関連するイニシアティブが公表するインパクト測定ツールを紹介する情報ウェブサイトを開設するとともに、ESG投資の意義等を紹介する個人投資家向けウェブサイトを開設した。

② 証券業界における働きがいのある職場環境の整備やダイバーシティ推進に向けた取組み

4年7月及び12月、人事担当者同士による会員各社の人事制度・取組みに関する情報共有及びネットワーク構築の機会の提供を目的として「人事担当管理職を対象とする意見交換会」をオンラインにて開催した。

4年12月、証券業界の女性が更に活躍するための意識醸成を目的とした「証券業界における女性活躍推進カンファレンス」を会場及びオンライン配信にて開催した。

働き方改革・ダイバーシティ推進の現状及び取り組む意義に関する理解の深化並びにキャリア意識の醸成等を目的として、先進企業における取組紹介等の研修動画を対象職層別に作成し、会員の役職員向け研修ウェブサイト「JSDAトレーニング・ハブ」に掲載した。

③ 経済的に厳しい状況にある子供等への支援に向けた取組み

子供の貧困問題の解決に向けて活動しているNPO法人等と会員を結ぶ「こどもサポート証券ネット」の効率的かつ実効的な運営のため、参加するNPO法人等の選定・審査や、加入要件の見直し等について検討を行い、NPO法人等42団体、会員55社の参加を得て、株主優待品や災害備蓄品等、1,027件の支援につながった。

会員約110社の各店舗等に設置されている古本等回収ボックスを通じて、内閣府等が主導する「こどものみらい古本募金」に証券業界全体で参画した。

④ カーボンニュートラルの実現に向けた取組み

「カーボンニュートラル実現に向けた証券業界に対するアドバイザリーボード」を3回開催し、諸外国の動きや学術的知見を踏まえつつ、加速するカーボンニュートラルの実現に向けた動きに証券業界としても貢献ができるよう、証券業界が果たすべき役割について大学関係者、シンクタンク等の有識者と意見交換を行った。

⑤ 大学との連携に向けた取組み

4年6月、京都大学等との共催により、金融リテラシーの現状と未来について考えることを目的とした金融セミナーを開催した。また、京都大学等の京都府下9大学が加盟する「京都アカデミアフォーラム in 丸の内」に協賛し、10月、「京都アカデミアウィーク2022」において、「ESG投資」をテーマとした特別セミナーを開催した。

4年12月、早稲田大学との共催により、脱炭素社会の実現に向けて事業会社、政府・研究機関・金融機関等のあらゆる主体が、各組織の現状を再確認し、新たな協力の形を模索することを目的としたシンポジウムを開催した。

⑥ 国際イベントを通じたSDGs推進に向けた取組み

ICMAグリーンボンド・ソーシャルボンド原則年次総会・カンファレンス、アジア証券人フォーラ

ム (ASF) 年次総会等の国際会議への参加や年次サステナブルボンド・カンファレンスの開催を通じ、本協会のSDGsに関する取組みについての情報発信や海外資本市場関係者等との意見交換等を行った（詳細は、本章15「国際交流に関する事項」参照）。

⑦ 株主優待を活用したSDGs推進に向けた取組み

会員が実施する株主優待等を活用し、SDGsに係る社会的課題に取り組む者を支援してSDGsの達成に資することを目的に設置した、株主優待SDGs基金について、本年度中、会員等14社より計31,394,553円の拠出を受け、「WFP国連世界食糧計画」及び「子供の未来応援基金」へ寄付した。

(3) NISAの普及・推進に向けた取組み

NISAの普及・推進に向け、次の取組みを行った。

① NISAに関する広報活動の実施

5年2月、「資産所得倍増プラン」の策定、NISAの抜本的拡充・恒久化の措置等を踏まえ、証券業界を挙げて「貯蓄から投資へ」の動きを本格的なものとしていくため、(株)日本取引所グループ及び(一社)投資信託協会とともに、内閣総理大臣 岸田文雄氏によるビデオメッセージの他、政官民様々な立場の専門家（内閣官房副長官 木原誠二氏、金融庁長官 中島淳一氏、野村證券(株)取締役会長 永井浩二氏、コモンズ投信(株)取締役会長 渋澤健氏、(株)日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループCEO 清田瞭氏、(一社)投資信託協会会長 松谷博司氏、本協会会長 森田敏夫）及び著名人（読売巨人軍前監督 高橋由伸氏、フリーアナウンサー 馬場典子氏）にご登壇いただき、「NISAの日記念イベント～資産所得倍増に向けて～」を開催したほか、当該イベントに係るアーカイブ動画の配信等を行った。

このほか、つみたてNISAのCM動画を刷新し、SNS等やテレビ、屋外ビジョン等において、配信・放送の実施に加え、NISA制度全般の広報活動として、引き続き、NISA特設ウェブサイトを経営するとともに、改訂版リーフレット、パンフレットの掲載等を行った。また、NISAの認知度をより向上させることを目的に、NISA及びつみたてNISAのノベルティ（キッチンペーパー、ウェットティッシュ、マスク及びポストイット）を製作し、会員に配布した。

② 「NISA相談コールセンター」の設置

個人からのNISAについての質問・相談へ対応するため、「NISA相談コールセンター」を前年度に引き続き設置した（本年度中、相談件数計2,198件）。

(4) 会員による「証券投資の日」を利用した自発的な活動への支援に関する取組み

4年9月、会員による「証券投資の日」を利用した自発的な活動への支援を目的として、会員役員向けの周知用及び街頭や店頭への掲示用として「証券投資の日」ポスターを制作し、会員45社に対して配布した（計1,359枚）。

## (5) 非上場株式市場の利用拡大に向けた取組み

### ① 非上場株式市場の利用拡大に向けた制度整備

4年4月、「非上場株式の発行・流通市場の活性化に関する検討懇談会」報告書を踏まえ、特定投資家私募制度等の整備を行うため、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の制定及び「外国証券の取引に関する規則」の一部を改正し、7月施行した。併せて、株主コミュニティ制度の改善や店頭取扱有価証券に係る譲渡禁止期間の見直しを行うため、「店頭有価証券に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」の一部を改正し、7月施行した。これに伴い、規則内容等について周知を行うため、6月、協会員向けに「特定投資家に対する投資勧誘等に係る制度説明会」を開催した。

4年10月、東海地域の優良企業を発掘し、株主コミュニティ銘柄として創出することにより、地域企業の発展、地方創生及び地域経済の活性化に資することを目的として、(株)名古屋証券取引所と連携し、株主コミュニティ組成時に行う発行者についての審査業務について、(株)名古屋証券取引所のサポートを受けることを可能とする取組みを行った。これに伴い、11月、上記取組みについて追加すると共に、発行者審査に関する参考情報を追加するため、『株主コミュニティ』に係るQ&Aの一部を改訂した。

5年3月、「金融審議会『市場制度ワーキング・グループ』中間整理」の提言を受け、地域企業の事業承継等の円滑化を図るため、「店頭有価証券に関する規則」の一部を改正し、4月施行することとした。

5年3月、特定投資家向け有価証券の私設取引システム（PTS）における取引の実施にあたり必要な自主規制規則の整備のための、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の制定等に関するパブリックコメントの募集について審議を行った。

### ② 非上場株式市場の利用拡大に向けた周知活動

4年6月、証券会社が非上場企業と投資家との間を仲介するプライベートプレイスメント業務について、その周知・利用促進を図り、証券会社、非上場企業及び投資家間の情報交換や交流の場を設けることを目的に、「証券会社が仲介するプライベートプレイスメントに関する情報交換会」イベントを開催した。

4年9月、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」に基づく取引制度について、愛称を「特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）」に決定するとともに、10月、ロゴマークを公表した。

4年11月、非上場取引制度の一層の周知拡大のため、テレビ番組においての非上場株式の取引制度についての解説や、駒澤大学や富山大学の学生向けに非上場株式の取引制度について、講義を行った。

## (6) トークン化有価証券に係る対応

4年9月、「金融審議会『市場制度ワーキング・グループ』中間整理」の提言を受け、トークン化

有価証券（ブロックチェーン技術を活用しトークン化した株式や債券等の有価証券をいう。）を含む非上場有価証券のPTSにおける流通に向けて実務的な検討を行うため、(一社)日本STO協会と合同で「非上場有価証券等のPTS取引に関する検討会」を設置した（本年度中、6回開催）。

5年3月、非上場有価証券のPTSにおける取引等に必要な自主規制規則を整備するため、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の制定に関するパブリックコメントの募集について、各会議体において審議を行った。

#### (7) 金融・資本市場統計の整備

5年1月、投資環境の整備の一環として、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、第16回「金融・資本市場統計整備懇談会」を開催した。

本懇談会では、各統計公表団体における最近の取組み等について報告を行ったほか、総務省より「第4期公的統計基本計画について」、日本銀行より「国際的な統計整備の潮流とわが国の対応」と題するプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。

#### (8) 金融商品取引及び金融商品市場からの反社会的勢力の排除に向けた取組み

##### ① 会員からの相談への対応及び研修等への支援

証券保安対策支援センターにおいて、個別の「反社会的勢力の疑いがある者の照会」の受付業務について、相談対応・支援等を行った（本年度中、6社12件の相談を受付）。

##### ② 反社情報照会システムのより効果的な活用に向けた取組み

「反社情報照会システム」のより効果的な活用に向け、会員の照会担当者等向け研修の実施（本年度中、オンラインにて計8回実施、計576名が受講）、証券保安対策支援センター職員による実地確認の実施（本年度中、計36社に対して実施）等を行った。

##### ③ 「証券警察連絡協議会」の運営支援

会員、都道府県警察、財務局、暴力追放運動推進センター、弁護士会、証券取引所及び本協会にて構成する都道府県ごとの「証券警察連絡協議会」において、警察当局等の関係各機関との連絡・連携強化を図るとともに、実務担当者・新入社員等の研修会等を実施した（本年度中、計55回開催）。

各都道府県協議会の活発な取組みが評価され、本年度においては、愛知県・大阪府・徳島県・熊本県の協議会において、警察当局及び暴力追放運動推進センターによる連名表彰等を受賞した。

##### ④ 弁護士会等との意見交換

定期的に弁護士会や暴力追放運動推進センターとの意見交換会を実施する等、積極的に意見交換を行った。

#### (9) 全国証券大会の開催

令和4年全国証券大会は、本協会、全国証券取引所協議会及び(一社)投資信託協会の3団体共催で、9月26日午後3時から、東京大手町の経団連会館 国際会議場において開催された。本年は、会

場への参集方式と、専用ウェブサイトを通じたオンライン配信方式の併用開催となった。

本大会では、本協会会長が主催団体を代表して挨拶を行うとともに、①国民の資産形成支援の強化、②スタートアップ育成の支援、③グリーントランスフォーメーション（GX）の促進、SDGs達成に向けた取組み、④デジタルトランスフォーメーション（DX）の促進、⑤市場仲介者及び資産運用者の機能・信頼性の向上並びに高齢社会に対応した金融サービスの実現、⑥その他、活力ある金融資本市場の実現に向けた取組みの6点を柱とする「所信」を表明した。

続いて、来賓の金融担当大臣 鈴木俊一氏、日本銀行副総裁 雨宮正佳氏及び（一社）日本経済団体連合会副会長 遠藤信博氏からそれぞれ挨拶が行われた。

#### (10) 東京国際金融センターの推進等に係る取組み

金融プロモーション組織である（一社）東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）の正会員として、理事会（本年度中、5回開催）に出席し、「国際金融都市・東京」構想の実現に係る検討に参加した。

#### (11) 証券投資推進のための広報活動

国全体で証券投資に関する機運が高まってきている動きを受け、投資無関心層に資産形成・証券投資の重要性を理解してもらうことを目的に、岸田内閣総理大臣をはじめとした各界を代表する著名な方々より「証券投資の日」に対するメッセージ動画を頂戴し、特設ウェブサイトに掲載した。

広報企画「まなぶ わかる とうしチャンネル」にて、気軽に証券投資へ興味関心を持ってもらうことを目的に、東大王として若年層をはじめ幅広い世代に知名度がある「QuizKnock」を起用したYouTubeチャンネルを開設し、動画を順次公開した。また、拡散性が高く若者から支持されているSNSを用いて大量の投資クイズ短尺動画を展開した。その他、投資クイズをまとめた小冊子を作成し、各会員へ店頭販促ツールとして無償配布を行った。

#### (12) 国民各層の金融リテラシー向上に向けた取組み

##### ① 学校向け金融・証券教育の推進

金融・証券に関する内容の取扱いが拡充した新学習指導要領の本格実施に対応した副教材の提供や、学校現場のICT化の進展に対応するためのシミュレーション教材のウェブサイトのリニューアル、学校向けウェブサイトの動画コンテンツの改修等、中高教員向けの支援の充実を図った。また、学生・生徒向け金融・証券教育の普及を図るため、小中高校・大学向けに講師派遣を行った。

##### ② 社会人向け金融・証券教育の推進

投資未経験者・初心者向けの証券知識の普及・啓発を図るため、子供とその保護者を対象とした「親子向けセミナー」、証券投資初心者が証券投資について学ぶことができる「はじめての資産運用講座」等の各種セミナーを開催したほか、企業等への講師派遣を行った。また、ウェブコンテンツとして、連載コンテンツ「20代で知っておきたいお金のこと」や、イラストレーターを起用した外部メディアとのタイアップ記事を提供した。

### (13) 全国銀行協会との連携（MOU締結）

本協会では、（一社）全国銀行協会との間で、金融リテラシーの向上及び子どもや若者の貧困対策への取組みに関して連携・協力することについて合意し、金融経済教育の推進および子どもや若者の貧困対策に関する合意（MOU）を締結している（3年12月）。

4年8月、同合意の施策の一環として、学校の教員自身の資産形成・資産運用を考える機会とした「学校の先生のための家計管理・資産形成セミナー」を開催したほか、10～12月、東京商工会議所会員を対象にオンデマンド配信による「職域セミナー」等を実施した。また、5年2月、両協会会員における意識醸成や取組みの促進を図るため、「子ども・若者の貧困問題に関する共同セミナー」を大阪及び福岡にて開催した。

### (14) 認可法人「金融経済教育推進機構」への対応

4年11月、「資産所得倍増プラン」が取りまとめられ、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、6年中に、認可法人「金融経済教育推進機構」を設立する旨が盛り込まれたことに伴い、同組織の運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たって最大限協力する旨の会長談話を発信した。

## 3 提言

4年7月、6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進めるべく、年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定することが示されたことに伴い、会員から寄せられた意見を踏まえ、以下の具体的な施策の提言を含む「中間層の資産所得拡大に向けて ～資産所得倍増プランへの提言～」を取りまとめ、公表した。

#### (1) NISA制度について次の改善策を行うこと

##### ① 制度の見直し

イ. 制度恒久化とNISA法（仮称）の制定

##### ② 制度簡素化

イ. つみたてNISAと一般NISAの併用可能化

ロ. 非課税保有期間の無期限化又は大幅延長

##### ③ 利便性向上

イ. 年齢要件撤廃

ロ. 対象商品拡大

ハ. 非課税投資枠の拡大

- ④ 制度利用促進策
  - イ. 職場つみたてNISAの奨励金非課税措置
  - ロ. 給付型の資産形成支援措置（つみたてNISA×マイナポイント等）
- (2) 実践的な投資教育を推進する官民の体制と施策を体系化し、NISA法（仮称）と一体として法制化すること。基本理念を定め国家戦略として基本方針策定及び各種施策推進（財政措置含む）、日本版MaPS（金融サービスの情報・教育・助言のための公的機関）の設置
- (3) 従業員持株会等への税制優遇措置として、①奨励金非課税、②拠出金所得控除、③配当金非課税
- (4) 従業員持株会の制度改善として、拡大従業員持株会の範囲拡大
- (5) 株式報酬制度（主に譲渡制限付株式）の活用を促進するための制度改善として、開示規制・インサイダー取引規制の緩和、その他利便性の向上等
- (6) 確定拠出年金制度について次の改革を行うこと
  - ① 老後の私的年金水準の実質的な確保
    - イ. 生涯拠出枠と自由度の高い年間拠出限度額の導入
    - ロ. 退職準備世代に対して追加の拠出枠（キャッチアップ拠出）を設けること
    - ハ. iDeCo等の拠出限度額の引上げ
  - ② より多くの国民が私的年金に加入するための仕組み
    - イ. 拠出可能額をねんきん定期便等に見える化
    - ロ. 自動加入・オプトアウトの仕組み
    - ハ. 高年齢者就業確保措置等を踏まえた環境整備（iDeCoの加入可能年齢を65歳から70歳へ引上げ）
    - ニ. iDeCoの加入拡大に向けた事務手続の簡素化
  - ③ 長期的な資産形成に適した仕組みの構築
    - イ. 指定運用方法の実績にもとづく検証と見直し（長期的な運用に資するデフォルト商品の提供）
    - ロ. 運営管理機関による加入者への個別の投資アドバイスを可能とすること
    - ハ. 資産の取崩しと運用を両立するための投資教育、制度整備等を行うこと
    - ニ. 運用指図者、自動移換者への投資アドバイス、教育
- (7) 高齢者の資産を子供世代が代理人として運用する「家族サポート口座」（仮称）
- (8) 個人向け「GX経済移行債」（仮称）の発行
- (9) その他の提言として、①デリバティブ取引の活用、②DX化・キャッシュレス化対応

また、「中間層の資産所得拡大に向けて ～資産所得倍増プランへの提言～」を与野党及び関係省庁の関係者へ配付するとともに、以下のとおり説明を行った。

- (1) 4年8月、「自由民主党 金融調査会」に出席し、説明を行った。
- (2) 4年8月及び10月、「自由民主党 証券市場育成等議員連盟役員会」に出席し、説明を行った。
- (3) 4年10月、「自由民主党 証券市場育成等議員連盟臨時総会」に出席し、説明を行った。

※ 同議員連盟臨時総会では、『資産所得倍増プラン』への決議 ～ 中間層の資産所得拡大に向けて

～」を取りまとめ、4年11月、政府・与党幹部に申入れが行われた。

## 4 各種要望

本年度において、正式に要望した事項は、以下のとおりである。

### (1) 令和5年度税制改正に関する要望

4年9月、令和5年度税制改正に関し、次の事項について、金融庁及び財務省に要望した。

#### ① 中間層の資産所得倍増を実現するための税制措置

イ. NISA制度の抜本的な拡充（NISAと確定拠出年金制度の両方に係る事項を含む）

- (イ) NISAが国民の安定的な資産形成に資する制度となるよう根拠法（NISA法（仮称））を制定し、制度を恒久化すること
- (ロ) 複数の時限措置が並立する今の仕組みを一体化・簡素化し、同一年中においてつみたてNISAと一般NISAを併用可能とすること
- (ハ) 取得後5年又は20年とされているNISAの非課税保有期間を無期限化すること
- (ニ) 制度全体で600万円又は800万円とされているNISAの非課税限度額を拡大（簿価残高に限度額を設定）すること
- (ホ) 120万円又は40万円とされているNISAの年間投資枠を12か月で割り切れる金額に拡大（例えば、一般NISAは240万円、つみたてNISAは60万円、合計300万円）すること
- (ヘ) NISAの年齢要件を撤廃すること
- (ト) つみたてNISAの投資対象商品について、対象となる指定インデックスを拡大するとともにアクティブ運用投資信託等に係る制限を緩和すること
- (チ) 企業から支払われる職場つみたてNISAの奨励金を非課税とすること

ロ. 職域を通じた投資家の裾野の拡大を図るための税制措置

- (イ) 企業から支払われる従業員持株会等の奨励金を非課税とすること
- (ロ) 従業員持株会等への拠出金について、所得から控除可能とすること
- (ハ) 従業員持株会等で受け取る配当金を非課税とすること
- (ニ) 資産形成に関する企業の取組みを促進する観点から、資産形成促進に関する費用の一定割合について、法人税の税額控除を導入すること

ハ. 確定拠出年金制度の拡充等（上記イ. の事項を除く）

- (イ) 老後の私的年金水準の実質的な確保のため、以下の措置を講じること
  - ・ 生涯拠出枠と自由度の高い年間拠出限度額の導入
  - ・ 退職準備世代に対して追加の拠出枠（キャッチアップ拠出）を設けること
  - ・ 拠出限度額の引上げ
- (ロ) より多くの国民が私的年金に加入するための仕組みを構築するため、以下の措置を講じるこ

と

- ・ 高年齢者就業確保措置等を踏まえた環境整備（個人型確定拠出年金の加入可能年齢を65歳から70歳へ）
  - ・ 中小事業主掛金納付制度の対象企業の要件を緩和すること
- ② 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置（上記①の事項を除く）

イ. NISA制度の拡充・利便性向上等

- (イ) ジュニアNISAにおける継続管理勘定への移管手続を簡素化すること
- (ロ) つみたてNISA勘定を設定した日から10年を経過した日（10年後以降は5年を経過した日毎の日）における顧客の所在地確認につき廃止すること
- (ハ) つみたてNISAにおいて、長期・積立・分散投資に適した一定の投資一任契約を制度対象として明確化し、ポートフォリオのリバランスに係る制限を緩和すること
- (ニ) NISA口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得（いわゆるスイッチング）を可能とすること
- (ホ) NISA口座から特定口座への払出の際に、移管元のNISA口座内の同一年分の同一銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること
- (ヘ) 被相続人が一般NISA・つみたてNISAで保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること

ロ. 確定拠出年金制度の拡充等

- (イ) 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- (ロ) マッチング拠出の弾力化
- (ハ) 中途引出要件の緩和
- (ニ) 老齢給付金の受給要件の緩和
- (ホ) 国民年金の第3号被保険者が個人型確定拠出年金に拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること
- (ヘ) 財形年金貯蓄から個人型確定拠出年金への移換を可能とすること
- (ト) 中途退職に伴う退職一時金について企業型又は個人型確定拠出年金への拠出（移換）を可能とすること

③ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

イ. 上場株式等の相続税評価等の見直し

- (イ) 資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないよう、以下の措置を講じること
  - ・ 上場株式等の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること
  - ・ 上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること

(ロ) 投資者が上場株式等を安心して保有し続けられる環境を整備するため、以下の措置を講じること

- ・ 被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば5年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること
- ・ 上場株式等による物納の場合には、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」を要件から外すとともに、物納申請時に提出する書類から「金銭納付を困難とする理由書」の提出を要しないものとする

(ハ) 世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること

- ・ 上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば50%）減額する措置を講じること
- ・ 被相続人が相続発生の前3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること

(ニ) 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

ロ. 特定口座間贈与の制限撤廃

- ・ 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

ハ. 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ・ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置において、①一定の投資商品（例えば、つみたてNISA対象商品等）に係る運用損失及び②教育関連団体等への寄附金を契約終了時の贈与税の課税対象から除外する等、制度の拡充を措置すること

④ 金融所得に対する課税のあり方に係る税制措置

イ. 金融所得に対する課税のあり方の検討に際しての留意事項

- ・ 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

ロ. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

ハ. 配当の二重課税の排除

- ・ 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

⑤ 金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に関する税制措置

イ. デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること（注1、2）

（注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

（注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

ロ. 個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い（税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要）とすること

⑥ スタートアップを支援するための税制措置

イ. 税制適格ストックオプションの適用要件の緩和

- ・ スタートアップ企業への優秀な人材獲得を後押しすべく、税制適格ストックオプションの適用要件を緩和すること

ロ. エンジェル税制の拡充及び利便性向上

(イ) 以下のスタートアップへの投資のうち、一定の要件を満たすものについて、投資額の一部を所得税額から控除可能とすること

- ・ 個別企業への直接投資
- ・ 個別企業への株式投資型クラウドファンディング事業者を経由した投資
- ・ 非上場株式を組み入れた私募投資信託等への投資

(ロ) エンジェル税制の適用にあたって、株式投資型クラウドファンディング事業者を経由して、特定（新規）中小会社と個人が締結する「投資契約書」について、個人への電磁的方法による締結及び確定申告時の電子データによる提出を可能とすること

ハ. 非上場株式等の発行・流通市場の活性化

- ・ 以下の非上場株式及び私募投資信託等について、上場株式等と同様の取扱い（配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等）とすること

(イ) プロ投資家向けの取引制度において取り扱われるもの

(ロ) 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの

(ハ) 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する非上場銘柄（種類株式等）のうち、その募集が公募により行われているもの

ニ. 非上場株式へ投資を行う私募投資信託の活性化

(イ) 非上場株式へ投資を行う私募の株式投資信託について、税法上、上場株式等と同様の取扱いとすること

(ロ) 非上場株式へ投資を行う匿名組合や投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託について、税法上、集団投資信託とみなすこと

## (2) 税制改正要望に関する各界との懇談

### ① 金融庁 令和5年度税制改正要望ヒアリングにおける意見陳述

4年7月、金融庁の令和5年度税制改正要望ヒアリングにおいて、証券業界の令和5年度税制改正に関する要望を行った。

### ② 自由民主党各会合における意見陳述

イ. 4年10月、「証券市場育成等議員連盟役員会」に出席し、証券業界の令和5年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

ロ. 4年10月、「証券市場育成等議員連盟臨時総会」に出席し、証券業界の令和5年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

ハ. 4年10月、「予算・税制等に関する政策懇談会」に出席し、証券業界の令和5年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

ニ. 4年11月、「証券市場育成等議員連盟税制勉強会」に出席し、証券業界の令和5年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

### ③ 公明党会合における意見提出

4年11月、「財政・金融部会 税制改正要望に関するヒアリング」に出席し、証券業界の令和5年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

### ④ 立憲民主党会合における意見提出

4年11月、「財務金融部門会議」に出席し、証券業界の令和5年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

## (3) 「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見提出

4年4月、金融庁において、特定投資家に移行可能な個人の要件等について「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

## (4) 「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対する意見提出

4年5月、金融庁において、「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

## (5) 「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン（案）」に対する意見提出

4年10月、金融庁において、「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン（案）」が公表され、パブリックコメントが募集されたこと

に対応し、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

(6) 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対する意見提出

4年12月、金融庁において、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

(7) 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見提出

5年1月、金融庁において、投資助言業の兼業に係る環境整備について「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

(8) 「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」（案）に対する意見提出

5年2月、金融庁において、「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」（案）が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

(9) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に対する意見提出

5年3月、金融庁において、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

(10) IASB「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（案）」等に対する意見提出

4年7月、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表した公開草案「IFRS S1号 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（案）」及び「IFRS S2号 気候関連開示（案）」に対し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、ISSBへ意見書を提出した。

(11) OECD 市中協議「暗号資産に係る報告枠組み及び共通報告基準の改訂」に対する意見提出

4年4月、経済協力開発機構（OECD）が公表した「暗号資産に係る報告枠組み（CARF）及び共通報告基準（CRS）の改訂」の市中協議について、意見を提出した。

## 5 調査・研究に関する事項

### (1) 証券関係税制問題への取組み

下記のとおり、国税庁等の関係省庁に確認した実務上の取扱いに係る会員通知の周知、当該関係省庁からの依頼等に基づく各制度の取扱いに係る周知を行った。

#### ① NISA及びジュニアNISA関係

- ・ 「NISA（少額投資非課税制度）に関するQ&A」、「ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）に関するQ&A」及び「つみたてNISAに関するQ&A」の改訂について
- ・ 「非課税口座に関するQ&A ～NISA及びつみたてNISAについて～」及び「ジュニアNISA口座に関するQ&A ～ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）について～」の改訂について
- ・ （国税庁からの周知依頼）非課税適用確認書の交付申請書について
- ・ 「NISAに係る実務上の取扱い（第10版）」及び各種参考様式の改訂について

#### ② 特定口座関係

- ・ 特定口座（源泉徴収選択口座）における大口株主等配当に係る実務上の取扱いについて
- ・ テラ株株式の特定管理口座等における取扱いについて

#### ③ 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度関係

- ・ FAQ「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」等の改訂について
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の各手続等における特に注意していただきたいポイント」等の追加等について

#### ④ その他

- ・ 年金手帳の廃止に伴う各制度における本人確認書類としての取扱いについて
- ・ 非居住者・外国法人の受け取る振替国債・振替地方債及び振替社債等の利子等並びに振替割引債の差益金額等に対する非課税措置に関する実務上の取扱いの改定について
- ・ 従業員等持株会における告知及び法定調書等に係る実務上の取扱いの改訂について
- ・ （国税庁からの周知依頼）非課税貯蓄申告書等の提出先変更に関する協力依頼及び東京国税局の源泉事務センター移転（NISA）に関する協力依頼について
- ・ 「外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例」における証券貸借取引の非課税要件に係る実務上の取扱いについて
- ・ 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に係る問い合わせの受付時間変更について
- ・ 非居住者・外国法人の受け取る振替国債・振替地方債及び振替社債等の利子等並びに振替割引債の差益金額等に対する非課税措置に関する参考様式の改定について
- ・ （国税庁からの周知依頼）非課税貯蓄申告書等の提出先変更に関する協力依頼について
- ・ 「戸籍の附表の写し」、「実質的支配者リストの写し」及び「船舶観光上陸許可書」の税法上の住所等確認書類としての取扱いについて
- ・ 株式等譲渡所得の確定申告手続に関する周知等について

- ・ 振替株式等の担保のための税務署長等の質権用口座の管理等業務の委託に係る公募の公告について
- ・ 適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の登録について
- ・ 証券取引におけるインボイス対応に関するQ&A

#### (2) 税制改正等についての会員向け説明会の実施

5年2月、「『令和5年度税制改正大綱の概要』説明会」をオンラインにて計2回開催した。

#### (3) 「個人投資家の証券投資に関する意識調査」の実施

5年2月、令和5年度税制改正要望等の参考とするため、「個人投資家の証券投資に関する意識調査」を実施するとともに、調査結果を取りまとめ、公表した。

#### (4) 証券流通市場の機能に関する研究

本年度中、(公財)日本証券経済研究所及び㈱日本取引所グループと共同で、証券流通市場において新たな取引手法や取引の傾向・動きが見られる中、証券流通市場の機能について、学術的な観点から調査研究を行うため、「証券流通市場の機能に関する研究会」（同研究所に29年9月設置）を5回開催した。

#### (5) テクノロジーと金融革新に関する研究

本年度中、(公財)日本証券経済研究所と共同で、AIやビッグデータの利用拡大等テクノロジーがもたらす金融革新における新たな法的課題、これまでの金融市場や取引形態との関係で留意すべき点があるのか等について研究を進め、テクノロジーと金融革新が金融の新たな発展に資するための条件等について調査・分析を行うため、「テクノロジーと金融革新に関する研究会」（同研究所に2年9月設置）を5回開催した。

4年9月、同研究会で行った調査・分析を基に、証券経済研究「テクノロジーと金融革新に関する研究会特集号」を発刊した。

#### (6) 新QI契約に関する調査

本年度中、米国内国歳入庁が4年12月に公表した新QI契約について調査を実施した。また、5年3月、「新QI契約に関する説明会」をオンラインにて開催した。

#### (7) 「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」の実施

4年6月、令和5年度税制改正要望の参考とするため、「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」を実施し、調査結果を令和5年度税制改正要望の参考資料として金融庁に提供するとともに、会員通知・公表を行った。

(証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査結果の概要)

	第十九回調査 (4年6月末)	第十八回調査 (3年6月末)	第十七回調査 (2年6月末)
調査対象会員証券会社数(社)	272	270	268
特定口座取扱会社数(社)	154	153	156
特定口座数合計(口座)(A)	37,258,920	32,708,862	28,206,246
源泉徴収選択口座数合計(口座)(B)	34,685,680	30,326,195	26,048,205
源泉徴収選択割合(B/A)	93.09%	92.72%	92.35%
(参考)			
株式数比例配分方式選択口座数 (個人に限る)	23,285,739	18,873,984	15,453,060

(8) NISA口座等に係る調査の実施

4年6月、9月、12月及び5年3月、金融庁からの依頼に基づき、「NISA口座(一般NISA・つみたてNISA)の開設・利用状況調査」(基準日はそれぞれ4年6月30日、9月30日、12月31日及び5年3月31日現在)を実施し、調査結果を同庁に提供するとともに、会員通知・公表を行った。

また、4年6月、(株)日本取引所グループと共同で実施した「国民のNISAの利用状況等に関するアンケート調査」の調査結果について、会員通知・公表を行った。

(「NISA口座(一般NISA・つみたてNISA)の開設・利用状況調査」の概要)

	4年12月末現在	4年9月末現在	4年6月末現在	4年3月末現在
調査対象会員証券会社数(社)	273	274	272	273
一般NISA取扱証券会社数(社)	129	129	129	130
一般NISA口座数合計(口座)	6,835,672	6,777,202	6,746,677	6,677,952
つみたてNISA取扱証券会社数(社)	72	72	72	72
つみたてNISA口座数合計(口座)	4,954,407	4,662,931	4,343,277	3,957,700

(9) ジュニアNISA口座等に係る調査の実施

4年6月、9月、12月及び5年3月、金融庁からの依頼に基づき、「ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査」(基準日はそれぞれ4年6月30日、9月30日、12月31日及び5年3月31日現在)を実施し、調査結果を同庁に提供するとともに、会員通知・公表を行った。

（「ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査」の概要）

	4年12月末現在	4年9月末現在	4年6月末現在	4年3月末現在
調査対象会員証券会社数（社）	273	274	272	273
ジュニアNISA取扱証券会社数（社）	116	116	116	117
ジュニアNISA口座数合計（口座）	817,546	747,114	688,489	628,117

(10) 非居住者又は外国法人の保有する振替社債等の残高情報等の調査の実施

5年3月、金融庁からの依頼に基づき、「非居住者又は外国法人の保有する振替社債等の残高情報等の調査」（基準日は5年3月31日現在）を実施し、同庁に調査結果を提供した。

(11) インターネット取引に関する調査（半期）の実施

4年3月末及び9月末における会員のインターネット取引の状況について調査を行うとともに、当該調査結果を公表した。

（インターネット取引に関する調査結果）

	4年9月末	4年3月末	3年9月末	3年3月末
取扱会員数（社）	91	91	88	89
口座数	38,995,719	38,221,574	36,403,430	33,469,662
株式委託取引売買代金(百万円)	218,655,271	242,007,208	209,092,641	218,826,674

(注) 上記「株式等委託取引売買代金」は、調査対象期間（4月1日～9月30日又は10月1日～5年3月31日）のインターネットを経由した売買代金合計額である。

(12) インターネット取引に係る株式売買等データ（月次）公表の実施

投資家や証券会社に必要な情報を提供する観点から、当該趣旨に賛同して参加を希望した会員におけるインターネット取引に係る株式等委託売買代金、月末時点の信用取引残高、口座数等の状況について調査（月次）を行うとともに、当該調査結果を公表した。

(13) インターネット取引に係るシステム障害件数（月次）公表の実施

会員における顧客資産の保護及び金融商品取引の継続性・安全性を確保する観点から、当該趣旨に賛同して参加を希望した会員におけるインターネット取引に係るシステム障害件数を月次で公表した。

#### (14) 客員研究員制度

金融商品取引法等証券関係法令等の実務に精通した研究者を育成するため、(公財)日本証券経済研究所と共同し、客員研究員制度を運営している。

本年度は、新たに採用した第9期客員研究員(任期:4年4月~6年3月)5名の研究活動の支援を行うとともに、客員研究員会合を10回開催した。

#### (15) JSDAキャピタルマーケットフォーラム

JSDAキャピタルマーケットフォーラムは、我が国資本市場の発展を担う研究者の育成及び知識の蓄積のため、法学・経済学等分野の若手・中堅の研究者を中心に、学識経験者、協会員の実務家、海外の学界・市場関係者等との研究・交流・情報発信を行う場である。

本年度中、第5期(4年7月~6年6月)については、法学・経済学に係る8名の若手・中堅の研究者を研究委員として選任して、フォーラムを1回開催し、各研究委員の研究テーマについて意見交換を行い、研究テーマを決定した。

5年3月、第4期研究委員の研究成果を論文集として取りまとめるとともに、協会員及び関係各所への配付を行った。

#### (16) 個人投資家に対する顧客交付書面のデジタル化に関する意識調査の実施

4年7月、金融商品取引法上の顧客交付書面(目論見書、契約締結前交付書面、契約締結時等交付書面及び運用報告書)のデジタル原則化の実現に向けた基礎資料とするため、個人投資家に向けて顧客交付書面のデジタル化に関する意識調査を実施した。

#### (17) 国際的な規制・制度に関する調査

4年10月、証券監督者国際機構(IOSCO)が公表した「サステナブルファイナンス市場及び商品に関するリテール投資家教育 最終報告書」の日本語訳を作成し、ウェブサイトに掲載した。

5年3月、IOSCOが公表した「個人投資家への流通とデジタル化 最終報告書」の日本語訳を作成し、ウェブサイトに掲載した。

## 6 証券知識の普及・啓発に関する事項

### (1) 学校向け事業

#### ① 学校向け教材の提供

主に中学校・高等学校を対象に、金融・証券に関するキーワードについて動画を視聴しながら短時間で学ぶ副教材「潜入!みんなの経済ワールド」を引き続き提供し、本年度は、198校、計22,172名の利用を得た。また、金融・証券の基礎を学ぶためのテキスト教材「株式会社制度と証券

市場のしくみ」を引き続き提供し、6,185部の利用を得るとともに、点訳データ（点字図書を印刷するためのデータ）を作成し、全国の盲学校・視覚支援学校に案内を行った。

また、㈱東京証券取引所との共同事業として、主に中学生から大学生を対象に、株式の模擬売買を通じて経済の動きや社会の仕組み等を具体的に学ぶためのシミュレーション教材「株式学習ゲーム」を引き続き提供し、本年度は、1,410校、計80,785名の利用を得るとともに、同教材の専用ウェブサイトデザインのリニューアルを行った。

各教材の利用促進を図るために、全ての中学校・高等学校、教育委員会への案内を引き続き行った。

## ② 教育関係者向け情報提供の実施

### イ. 教員向け金融経済セミナー

主に中学校・高等学校の社会科・公民科、家庭科の教員を対象に、授業の指導に役立つ経済や金融、証券、体験型教材等に関する情報を提供することを目的とした教員向けセミナーを対面式とオンラインを併用して9都市で実施し、会場・配信参加者数は453名、オンデマンド視聴者数は314名であった。

### ロ. 教育関係者向けメールマガジンの配信

主に教育関係者を対象に、経済・金融・証券に関するトピックの解説や本協会が提供する教材、セミナー情報等を紹介する教員向けメールマガジン「5分で話せる金融経済」を定期的に配信した。本年度末時点の登録件数は計6,835件であった。

## ③ 講師派遣等の実施

### イ. 小学校・中学校、高等学校向け講師派遣（「土曜授業」等）

金融経済教育の拡充・推進の一環として、文部科学省が推進する「土曜学習応援団」運動に賛同し、全国160校、407クラスの小学校・中学校・高等学校の「土曜授業」等に本協会職員及び金融・証券インストラクターを講師として派遣した。

### ロ. 大学（専門学校を含む）向け講師派遣（「金融リテラシー出前講座」等）

大学生等が経済、金融、資産運用の基本を身に付け、経済的に自立した社会人となるための取組みの一環として、全国89大学（計166回）に金融・証券インストラクターを講師として派遣し、大学等からの要望を踏まえ、対面又はオンラインにて講義を行った。

### ハ. 児童向けセミナー（小規模学校への取組み）

本協会が提供している出前授業「チャレンジ！おかしな株式会社」の体験プログラムを活用し、離島や山間部等、グループの構成ができず学習の機会を逸していた少人数の小学校に対し、オンラインで結ぶ方法により同プログラムを提供するセミナーを実施し、秋田、茨城、栃木、山梨、兵庫、岡山、愛媛、高知の8県から8校が参加した。

## ④ 研究会支援・運営

### イ. 金融経済教育を推進する研究会

本協会が事務局を務める「金融経済教育を推進する研究会」（座長：吉野直行 慶應義塾大学名誉教授、25年4月設置）では、金融経済教育の実態を把握するため、以下の調査に取り組んだ。

(イ) 教科書における金融経済に関する事項の記載状況調査

4年8月及び5年2月に、教科書における金融経済に関する事項の記載状況を調査し、中学校・高等学校の教科書会社それぞれに情報提供を行った。

(ロ) 教員・生徒における金融経済教育に関する実態調査

4年10月、中学校における金融経済教育の実態を把握するため、中学校教員及び生徒を対象に実施した実態調査結果「中学校における金融経済教育の実態調査報告書」を公表した。また、高等学校についても、教員及び生徒を対象に調査を実施している。

(ハ) 海外における金融経済教育に関する実態の調査

同研究会の下部機関である「海外調査部会」（部長：栗原久 東洋大学教授）において、英国・エストニア・オーストラリア・韓国・フィンランド・シンガポール・米国の初等中等教育における金融経済教育の実態調査を行った。

ロ. 教員研究会

大阪・名古屋の各教員研究会（中学校・高等学校の教員等による金融・経済の知識を継続的に習得するための自主的な研究会合）の活動を支援した。本年度中、大阪で5回、名古屋で3回講習会等を実施し、計147名の教員の参加を得た。

⑤ 「全日本証券研究学生連盟」への支援

証券研究に関する学生団体「全日本証券研究学生連盟」の活動を支援した。4年6月、金融教育に関するテーマについて、講演及びグループディスカッションを行う「春季セミナー」をオンラインにて開催し、全国の大学から79名の参加を得た。12月には、論文の発表及びディスカッションを行う「証券ゼミナール大会」をオンラインにて開催し、23大学342名の参加を得た。

(2) 社会人向け事業

① ウェブサイト及び冊子等の制作・公開・配布等

イ. ウェブサイト「投資の時間」

4年4月、ウェブサイト「投資の時間」において、新規コンテンツ「20代で知っておきたいお金のこと」の連載を開始し、本年度中計45,887件のアクセスを得た。また、8月、外部メディアにおいて人気イラストレーターを起用したタイアップ記事を掲載し、投資の時間コンテンツへの誘導を行った。本年度の「投資の時間」全体のアクセス件数は計5,909,110件であった。

ロ. 定期的なアクセス分析による改善策の実施

毎月、ウェブサイト「投資の時間」の閲覧数や流入経路等及びメールマガジン「証券知識を深め〜」登録者数の動向に係るアクセス分析を実施している。当該分析の結果を踏まえて、ウェブサイトの導線や広告の出し方等の修正を行った。

ハ. 冊子

証券投資の基礎知識のほか、つみたてNISA等の資産形成支援制度等の理解を深めてもらうことを目的として、「サクサクわかる！資産運用と証券投資スタートブック」、「確定拠出年金入門」

及び「個人投資家のための証券税制Q&A」の3種類を冊子及びウェブサイト「投資の時間」にて提供（本年度：冊子70,400部、ウェブサイトからのダウンロード21,191件）した（冊子の制作部数は、3種類計77,000部）。

## 二. 電子書店での刊行物の無償頒布

主に投資未経験者・初心者を対象に、本協会が提供している3種類の冊子をスマートフォンやタブレットから気軽に閲覧できるように、電子書店において無償頒布した。本年度のダウンロード数は、3種合計8,709件であった。

## ② 講座・セミナーの開催

### イ. はじめての資産運用講座等

証券投資に興味・関心を有する投資未経験者・初心者を対象に、金融・証券の基礎知識や長期・積立・分散投資、つみたてNISA等の理解を深めてもらうことを目的として、ライブオンラインセミナー等を16回（本部5回、地区協会11回）開催した。受講者数は計8,123名であった。

また、各種セミナーのアーカイブ動画を「投資の時間」等において公開し、再生回数は計18,478回であった。

### ロ. 親子向けセミナー

金融・経済を「知る」機会の提供及び家庭内で金融・経済を話題としたコミュニケーションのきっかけを目的に、子供とその保護者を対象とした「親子向けセミナー」を5回（本部2回、地区協会3回）開催し、うち2回は、経済協力開発機構（OECD）が提唱するGlobal Money Week期間に開催した。受講者数は計90名であった。

### ハ. 講座動画コンテンツ

講義動画コンテンツ「教えて桐谷さん！はじめての株式投資」、「投資Q&A動画」等をウェブサイト「投資の時間」において公開し、本年度中の再生回数は約127万回であった。

## ③ 講師派遣の実施

社会人向けの普及推進活動の一環として、官公庁、民間企業等271先（339回）の各種講座や職場研修に金融・証券インストラクターを講師として派遣し、派遣先からの要望を踏まえつつ、対面又はオンラインにて、資産運用の必要性や金融商品の基礎知識等について講義を行った。

## (3) 国際的な投資教育活動への参画

4年10月、証券監督者国際機構（IOSCO）が実施するグローバルなキャンペーン「世界投資者週間（WIW）」に参画・協力し、ウェブサイト内に特設ページを設けて周知活動等を行った。

5年3月、Global Money Week期間中に親子向けセミナーを計2回開催した。

## (4) 投資詐欺被害防止の周知広報活動について

各都道府県警察・消費者行政との連名の注意喚起広告入り封筒を全国の郵便局の有人窓口において配布することにより、広く消費者に対して注意喚起を行った。

また、協会の店舗等での顧客等への注意喚起依頼、警察主催イベント・鉄道会社・公民館等へのリーフレット・ポスターの提供を行ったほか、投資者・消費者からの照会・相談窓口として「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止コールセンターを引き続き設置し、通報の受付や通報者へのアドバイス等を行うとともに、通報状況等のウェブサイトでの公表や行政当局への情報提供を行った。

#### (5) 「証券知識普及プロジェクト」を通じた諸活動

本協会、(株)日本取引所グループ、(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所、(株)名古屋証券取引所、(証券会員制法人)福岡証券取引所、(証券会員制法人)札幌証券取引所及び(一社)投資信託協会で構成する「証券知識普及プロジェクト」において、以下の活動を行った。

##### ① 学校向け事業

###### イ. 体験型教材の提供

主に中学校・高等学校を対象に、株式会社や金融の仕組み、会社の社会的な役割と責任等について学ぶ体験型教材「株式会社をつくろう！～ミスターXからの挑戦状～」を引き続き提供し、本年度は、300校、計30,211名の利用を得た。

また、主に中学校・高等学校を対象に、起業、企業の資金調達、資金形成等、5つの教材で構成される体験型教材「体験して学ぼう！金融・経済・起業 金融クエスト」を引き続き提供し、703校、計68,628名の利用を得た。

さらに、主に高等学校家庭科向けに、長期・積立・分散による資産形成を体験できるウェブ教材「とうしくんとタイムトラベル！～資産形成を体験しよう～」を引き続き提供した。

###### ロ. 教員向け情報提供ウェブサイト「金融経済ナビ」

授業に役立つ教員向け情報提供ウェブサイト「金融経済ナビ」を引き続き提供するとともに、動画コンテンツの改修を実施した。本年度も広告を実施する等PRを行い、アクセス件数は計655,836件であった。

###### ハ. 教育関係者向け情報誌「レインボーニュース」

金融経済教育の必要性や本協会・本プロジェクトの教材を広く教育現場にアピールするため、金融経済教育に関する著名人のインタビューや、授業実践事例等を紹介する教育関係者向け情報誌「レインボーニュース」を3回刊行し、全ての中学校・高等学校、教育委員会等へ提供した。

##### ② 社会人向け事業

###### イ. 社会人向け講師派遣の実施等

(株)東京証券取引所等と連携し、取引所上場企業等の職員研修に、金融・証券インストラクターを講師として派遣した(17先19回)。

###### ロ. 共同ポータルウェブサイトの開設

5年2月、本協会、(株)日本取引所グループ、(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所、(株)名古屋証券取引所、(証券会員制法人)福岡証券取引所、(証券会員制法人)札幌証券取引所及び(一社)投資信託協会が構成する「証券知識普及プロジェクト」の活動予定やコンテンツを取りまとめたポータル

タルウェブサイト「証券投資スクエア」を開設した。

#### ハ. 「とうしくん」ぬいぐるみの製作・販売

4年12月、「証券知識普及プロジェクト」の周知活動の一環として、マスコットキャラクターである「とうしくん」のぬいぐるみを製作するとともに、一般向けに販売を開始し、計420体販売した。

### (6) 金融経済教育推進会議との連携について

金融経済教育推進会議のeラーニング講座「マネビタ～人生を豊かにするお金の知恵～」において、本協会、(株)東京証券取引所及び(一社)投資信託協会と連名で3つの動画教材を提供した。

### (7) 全国銀行協会との連携について

#### ① 共同コンテンツの作成

家計管理、長期・積立・分散投資、NISA制度等を網羅したレジュメを共同で作成し、セミナー事業及び講師派遣事業で提供。

#### ② 講座・セミナーの開催

##### イ. 「教員」をターゲットとしたセミナーの実施

教員自身の資産形成・資産運用を考える機会の提供と実体験に基づいた教育の一助となるべく、ライブ形式によるオンラインセミナー「学校の先生のための家計管理・資産形成セミナー」を実施。受講者数は計580名、アーカイブ動画再生回数は計1,873回であった。

##### ロ. 「職域」をターゲットとしたセミナーの実施

東京商工会議所に加入する企業の経営者及び人事担当者を対象に、オンデマンド配信によるオンラインセミナー「これだけは知っておきたい！将来に向けた家計管理と資産形成のキホン」を実施。視聴数は210回であった。

#### ③ 講師派遣の実施

官公庁の職員向けの研修等において、共同でインストラクターを派遣し、家計管理や金融商品の基礎知識等に関し講義を行った(2先2回)。

## 7 株式市場等に関する事項

### (1) 「不正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正

4年4月、プリンシプルベースによる不正取引防止のための売買審査を可能とするため、「不正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部を改正し、同月施行した。

(2) 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の制定

4年4月、特定投資家私募制度等の整備を行うため、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の制定及び「外国証券の取引に関する規則」の一部を改正し、7月施行した。

(3) 「店頭有価証券に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」の一部改正

4年4月、株主コミュニティ制度の改善や店頭取扱有価証券に係る譲渡禁止期間の見直しを行うため、「株主コミュニティに関する規則」及び「店頭有価証券に関する規則」の一部を改正し、7月施行した。

(4) 「持株制度に関するガイドライン」の税務上の取扱いの一部変更

4年6月、従業員等持株会の会員が当該持株会を通じて取得した株式の配当金及び譲渡の対価の受領者の告知等の取扱いについて明確化するため、「持株制度に関するガイドライン」の税務上の取扱いの記載内容の一部を変更し、同月施行した。

(5) 「公開価格の設定プロセスのあり方に関するワーキング・グループ」報告書で示された改善策の実現に向けた取組み

4年6月、2月に公表された「公開価格の設定プロセスのあり方に関するワーキング・グループ」報告書に記載された改善策のうち、早期に対応できる改善策を実現するため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部を改正し、7月施行した。

4年7月より、同報告書で示された改善策を踏まえ、「主幹事証券会社別の初期収益率等」の公表を開始した。

5年2月、同報告書に記載された「仮条件の範囲外での公開価格の設定」等を実現するため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部を改正した。

(6) 「最良執行義務に関するQ&A」の一部改訂等

4年8月、最良執行義務に係る関係政府令等が5月に改正されたことを踏まえ、「最良執行義務に関するQ&A」の改訂等を行った。

また、4年9月、会員向けにQ&Aの改訂等に係る説明会を開催した。

(7) M&Aを資金用途とする募集時に主幹事会員が確認すべき事項及び発行会社に公表要請すべき事項等の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正

5年2月、M&Aを資金用途とする公募増資の引受けに際し、主幹事会員が確認すべき事項及び発行会社に公表要請すべき事項等を見直すため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部を改正し、7月施行することとした。

#### (8) 「店頭有価証券に関する規則」の一部改正

5年3月、「金融審議会『市場制度ワーキング・グループ』中間整理」の提言を受け、地域企業の事業承継等の円滑化を図るため、「店頭有価証券に関する規則」の一部を改正し、4月施行することとした。

### 8 公社債市場等に関する事項

#### (1) 社債の取引情報の報告・発表制度の見直し

5年3月、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」において、新発債に係る社債の取引情報の発表開始時期の早期化を図るため、「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の一部改正について検討を行った。

#### (2) 社債レポ市場の創設に向けた取組み

4年4月、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」での検討を踏まえ、「社債レポ市場の整備に向けた課題対応工程（マイルストーン）」を策定し、公表した。

4年6月、同マイルストーンを踏まえ、一般債取引にフェイルチャージを導入するため、「一般債の振替決済に関するガイドライン」等の一部を改正し、12月施行した。併せて、6月に「債券貸借取引に関する基本契約書」等の一部を改正した。

#### (3) 「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」等の見直し

4年10月、「私募債等の商品審査及び販売態勢等のあり方に関するワーキング・グループ」を設置し、資産流動化債券について、企業金融型に類似する商品の発行事例がみられること等を踏まえ、「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」等の見直しについて検討を行った。

#### (4) 売買参考統計値等の発表等

協会が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会及び顧客の参考に資するため、協会からの報告に基づき、売買参考統計値及び個人向け社債等の店頭気配情報の発表等を行った。

また、本年度中、公社債店頭売買参考統計値発表制度における本協会が指定する協会員（指定報告協会員）について、指定報告協会員の辞退届出書の届出が1件あったことに伴い、1社の指定を取り消した（5年3月末現在の指定報告協会員は12社）。

#### (5) 社債券等の売買高が百億円以上の銘柄の発行者の公表

「金融商品取引業等に関する内閣府令」第153条第4号ハ（1）の規定に基づき、親法人等又は子法人等が発行する社債券等の引受けに係る主幹事会社になろうとする協会員からの報告等を踏まえ、当

該協会の親法人等又は子法人等が発行した社債券等のうち、直近1年間の売買高が100億円以上の銘柄の発行者の名称を毎月公表した。

## 9 外国証券等に関する事項

### (1) 「外国籍の投資信託の動向に関する概況」の発表

本協会が毎月公表している「外国投信の運用成績一覧表」を基に「外国籍の投資信託の動向に関する概況」を半期ごとに取りまとめ、4年6月に3年度下期分、12月に4年度上期分をそれぞれ公表した。

### (2) 外国投資信託証券の確認

我が国で販売される外国投資信託証券について、協会員から選別基準の適合に関する確認書を8件受理した。

### (3) 法令に基づく公表等

#### ① 金融商品取引法施行令第1条の8の4第4号の規定に基づく報告

協会員が取得した譲渡制限のない海外発行証券のうち、少人数私売出しを行い自社で保管の委託を受けているものについて報告を受けた。また、当該報告を受けた譲渡制限のない海外発行証券の銘柄ごとの所有者数等を取りまとめ、毎月公表した。

#### ② 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第3号の規定に基づく報告

協会員が行う外国国債等に係る外国証券売出しについて、当該外国国債等の売買を継続して行う場合の報告を受けた。また、当該報告を受けた外国国債等のうち、2社以上から報告のあったものについて公表した。

#### ③ 金融商品取引法施行令第1条の7の3第6号の規定に基づく報告

協会員等が取得した譲渡制限のない海外発行証券について、金融商品取引法施行令第1条の7の3第6号により売出しに該当しない取引として他の協会員に売付ける場合等に係る当該譲渡制限のない海外発行証券について報告を受けた。

## 10 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項

### (1) 店頭デリバティブ取引に関する新たな規制への取組み

店頭デリバティブ取引について金融機関等が識別子を付して所管当局に報告することが国際的に議論されていることに伴い、国際標準化機構（ISO）金融サービス専門委員会（TC68）金融サービスにおける参照データ小委員会（SC8）金融商品短縮名称・略称コード（FISN）ワーキング・グループ（WG10）

に委員（エキスパート）として参加するとともに、ISINコードの付番等を行う国際コード機関協会（ANNA）デリバティブサービス局（DSB）の商品委員会（PC）及び技術諮問委員会（TAC）にオブザーバーとして参加した。

また、国内においても店頭デリバティブ取引情報の報告制度における識別子の導入等に係る見直しが予定されていることに伴い、これに関し店頭デリバティブ取引に関するワーキング・グループや関係機関との意見交換を行った。

## (2) 証券化市場の発行動向及び残高調査

協会等から報告を受けた証券化商品の発行状況を「証券化市場の動向調査」として毎月公表した。また、証券化市場の発行動向を取りまとめた資料を年度ごとに、残高を取りまとめた資料を半期ごとに公表した。

## (3) Prepayment Standard Japan (PSJ) 予測統計値の公表

一定の要件を満たす会員からPSJ予測値の報告を受け、集計の上統計処理を行った数値（PSJ予測統計値）を毎月2回公表した。

# 11 投資勧誘等に関する事項

## (1) 適切な営業姿勢の徹底

### ① 仕組債の販売勧誘の現状を踏まえた対応

4年6月、FINMACへの苦情・相談の状況等を踏まえ、複雑な仕組債の勧誘・販売における留意事項を取りまとめ、協会員に対して適切な販売勧誘態勢を整備するよう求める通知を行った。

5年2月、複雑な仕組債の適切な販売勧誘に係る制度整備を行うため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び同規則の考え方を示した各種ガイドライン等並びに「広告等に関する指針」の改正に向け、改正案のパブリックコメントを実施した。合わせて、複雑な仕組債等の組成コストの開示やリスク・リターンの分析・開示等の在り方についても検討を行った。

### ② 高齢社会に対応した販売勧誘に関する取組み

4年6月、協会員が金融商品取引に関する高齢顧客対応において創意工夫を行うための参考情報を取りまとめた「高齢顧客ブック」を協会員に周知し、10月、協会員の取組み事例を追加する改訂を行った。

### ③ 「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」の製作

主にリテール向け対面営業に従事する若手営業員が利用することを念頭に、商品ごとの勧誘・受注時の基本的なチェックポイントを簡潔にまとめた「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」を製作し、協会員に頒布した。

## (2) 自主規制規則の見直しに関する事項

毎年度、協会員等に対し自主規制規則の見直しに関する提案を募集・検討しており、これに関する検討計画・検討結果を自主規制会議に報告し、公表している。本年度は、見直し提案2件について検討を行った。

## (3) インサイダー取引の未然防止に関する取組み

### ① 内部者登録カードの整備への対応関係

4年4月及び11月、協会員における内部者登録カードの整備に資するため、上場会社の非上場親会社・上場会社等の主な子会社・上場投資法人の主な特定関係法人について、会員通知・公表を行った。

### ② 上場会社に対するJ-IRISSへの登録促進

J-IRISSへの上場会社の更なる登録に向けて、新規上場会社の登録促進に関する引受証券会社への協力要請や、各証券取引所と連携した未登録上場会社への登録促進活動を行った(5年3月現在、上場会社のJ-IRISSへの登録率88.2%)。

## (4) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する取組み

### ① 犯罪による収益の移転防止に関する法律等に関する取組み

4年6月、金融庁の「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」の改訂(3月)や実質的支配者リスト制度の導入等を踏まえ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」の一部を改訂した。

4年6月及び10月、金融庁の「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」の改訂(3月及び8月)を踏まえ、「『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の実務上の取扱い及び留意事項～マネロン等対応の考え方～」の一部を改訂した。

また、戸籍の附票、基礎年金番号通知書、支配者リスト等について、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に規定される本人確認書類への該当性等について周知した。

### ② その他

国連安保理決議等による経済制裁対象者等が指定された場合の対応やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備等、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する情報を発信した。

## (5) 個人情報の保護に関する取組み

5年3月、「個人情報の保護に関する法律」の施行や「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正等を踏まえ、「個人情報の保護に関する指針」等の一部を改正し、4月施行することとした。

#### (6) 法人関係情報の適正な管理に関する取組み

4年6月、ファイアウォール規制の見直しに係る「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の一部改正等を踏まえ、「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の一部を改正し、同月施行した。

#### (7) 金融商品取引業協会相互の定期的な情報交換

「金融商品取引業協会連絡協議会」の下部機関である「金商業協会連絡協議ワーキング・グループ」において、同ワーキング・グループに参加している各金融商品取引業協会の実務者と自主規制業務に関する情報交換を行った。

#### (8) 当局との情報・意見交換

金融庁、証券取引等監視委員会との間で、自主規制業務に関連する情報・意見交換を行った。

## 12 研修・資格試験に関する事項

### (1) 協会の役職員に対する研修及び社内研修に対する支援等

本協会では、3年7月に策定した当面の主要課題において、「顧客本位の業務運営の推進に取り組むとともに、市場仲介者としての機能と信頼性の向上に取り組む」として、「顧客本位の業務運営の徹底に向けた取組み」、「高齢社会に対応した金融サービスの提供に向けた対応」等を掲げた。

これに伴い、「2022年度における協会員に対する研修基本計画」では、「法令・諸規則等の遵守の徹底に関するプログラムの実施」、「信頼性向上に向けた職業倫理意識及びコンプライアンス意識の向上に関するプログラムの実施」を基本方針と定めた。

この研修基本計画に基づき「自主規制規則に基づく研修」及び「倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修」を実施するとともに、認定個人情報保護団体として、協会員における個人情報の適切な取扱いの確保に資する観点から、「自主規制規則に基づく研修」等において、個人情報保護に係るカリキュラムを適宜取り入れ、実施（詳細は次頁①、②のとおり）した。

さらに、上記研修のほか、「多様な顧客ニーズに応じた情報提供・助言等をテーマとする研修」を実施（詳細は次頁③のとおり）しており、各研修の実施にあたっては、研修事業の更なる充実を図ることを目的として行ったアンケートにおいて寄せられた要望を踏まえ、新たなテーマを取り入れた。

研修の実施方法については、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、環境に左右されない受講機会を提供する観点から、前年度に引き続きオンデマンド配信による開催（会場及びオンライン配信で併用開催した「代表者セミナー」を除く）とするとともに、前出のアンケートで寄せられた研修実施方法に対する要望を踏まえ、講義時間の分割化や講義概要動画の無償配信等の対応を行った。

これらの取組みの結果、研修の受講者数は前年度に比べ増加した。

また、協会の社内研修に対する支援等のため、本協会職員の講師派遣及び外部講師の紹介を行った（詳細は下記④のとおり）。

なお、上記の各種研修に加えて、「会員のニーズを踏まえた、役職員の知識向上等に資する研修プログラム」の提供を行っており、会員の役職員向け「JSDAトレーニング・ハブ」におけるオンデマンド動画配信の提供に加え、認知症サポーター養成講座等の研修提供を実施した（詳細は下記⑤、⑥、⑦のとおり）。

#### ① 自主規制規則に基づく研修

協会の信頼性確保、内部管理態勢の一層の充実・強化、適切な業務運営及び法令・諸規則等の改正の解説等を目的とする研修として、「代表者セミナー」、「役員研修」をはじめ、「内部管理統括責任者・同補助責任者合同研修」等、本協会の規則により受講を義務付けている研修及び規則に基づく指定研修を5コース・11講座実施した（計2,909名受講）。

#### ② 倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修

金融商品取引業務に必要な実務的知識全般の向上に加え、協会の役職員の倫理意識及びコンプライアンス意識の向上を目的とする研修として、「コンプライアンス実務講座」や「企業倫理講座」等の研修を6コース・40講座実施した（計3,316名受講）。

#### ③ 多様な顧客ニーズに応じた情報提供・助言等をテーマとする研修

営業員や経理部門等の担当者が税制や商品に関する基礎的・実務的知識を習得するための研修及びハラスメントに関する研修を3コース・13講座実施した（計781名受講）。

#### ④ 協会の社内研修への本協会職員等の講師派遣・外部講師の紹介

法令・諸規則に関する知識の修得や内部管理態勢の充実・強化等を目的とする協会の社内研修に対して、本協会職員の講師派遣及び法律家等の外部講師の紹介を延べ5件行った。

#### ⑤ 「JSDAトレーニング・ハブ」におけるオンデマンド動画配信研修

会員の役職員がいつでも・どこでも・自由に、研修動画を視聴できるウェブサイト「JSDAトレーニング・ハブ」を開設し、営業力の向上や時宜を得た各種テーマ（制度改正等の解説、DX、サイバーセキュリティ、カーボンニュートラル等）についてオンデマンド配信を実施した（掲載動画48本、計11,343回再生）。

#### ⑥ 認知症サポーター養成講座

地域包括支援センターの協力を得て、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成するための講座を行った（4回実施、計54社・842名参加）。

#### ⑦ 相互学習（若手社員交流会）

会員の職員同士の情報交換や情報交換による気付きの機会の提供、モチベーションの維持・向上を目的に、若手社員向けの交流会を行った（2回実施、計46社・81名参加）。

## (2) 外務員登録事務及び外務員等資格試験等の実施

### ① 外務員登録事務の実施状況

本協会は、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣からの委任を受け、本協会の協会員等（協会員及び協会員から委託を受ける金融商品仲介業者をいう。）に所属する外務員の登録事務を行っている。本年度における外務員登録事務処理件数は、登録31,554件、変更6,985件及び抹消54,788件であった。

### ② 外務員等資格試験及び外務員資格更新研修の実施状況

本協会は、外務員の資質の適格性を確保するため、外務員登録の要件として自主規制規則において、外務員資格試験（一種外務員資格試験、二種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験及び特別会員二種外務員資格試験）に合格すること等を求めている。本年度における協会員等の役職員を対象とする外務員資格試験の受験者数は計42,413名、合格者数は計22,375名であった。

また、証券業界あるいは外務員への関心を高めてもらうこと等を目的として、協会員等の役職員以外の一般の方々に向けて、外務員資格試験の一部（一種外務員資格試験及び二種外務員資格試験）の受験を開放している。本年度における一般の方々の外務員資格試験の受験者数は計6,946名、合格者数は計4,898名であった。加えて、一般の方の第一種金融商品取引業に関する基礎的な知識の習得を目的とした金融商品取引業基礎試験も実施しており、本年度の受験者数は計15名、合格者数は計14名であった。

さらに、協会員の内部管理態勢を盤石にし、適正な営業活動の遂行に資するため、自主規制規則において営業責任者及び内部管理責任者制度を設けており、その資質の適格性を確保する観点から、営業責任者及び内部管理責任者の資格要件として内部管理責任者資格試験に合格すること等を求めている。なお、本試験は主にコンプライアンスに関する知識や思考を測る試験であることから、金融商品取引業に関わる機関においても有用と考えられることを踏まえ、2年10月より会員内部管理責任者資格試験の受験資格を、本協会が認める金融商品取引業に関わる組織・団体の役職員に対し一部拡大している。本年度における協会員等の役職員を対象とする内部管理責任者資格試験（会員内部管理責任者資格試験及び特別会員内部管理責任者資格試験）の受験者数は計16,398名、合格者数は計13,518名であった。また、他の金融商品取引業に関わる組織・団体における会員内部管理責任者資格試験の受験者数は計30名、合格者数は計29名であった。

本協会では、外務員の資質の維持・向上を図り、投資者の保護に資するために、自主規制規則において外務員資格の更新制度を設けており、原則として5年ごとに外務員資格更新研修を受講すること等を求めている。本年度における外務員資格更新研修の受講者数は計89,209名、修了者数は計89,169名であった。

### ③ 外務員必携等の作成

外務員等としての職務を行うに当たって必要な知識を修得するため、次頁イ.～ホ.の外務員必携等を作成・頒布した。

なお、次頁ニ.については頒布に代えて、ウェブサイト（英語）で電子書籍データを公開した。

- イ、「外務員必携1～4巻（2023年版）」
  - ロ、「特別会員外務員必携（2023年版）」
  - ハ、「営業責任者 内部管理責任者 必携（会員・特別会員 共通）（2022年版）」
  - ニ、「英語による 外務員必携1～4巻（2022年版）」
  - ホ、「英語による 営業責任者 内部管理責任者必携（会員・特別会員 共通）（2022年版）」
- ④ 「外務員及び内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）」の廃止

本協会では、25年より「外務員及び内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）」を作成し、原則として年1回改訂してきたが、一方で協会の役職員が職務を行うに当たり必要な知識を記載した外務員必携等を年1回の頻度で刊行している。これらの必携は、実質的にシラバスの内容と重複するものとなっていることから、シラバスの作成・公表を廃止することとした。

## 13 監査・モニタリング等に関する事項

### (1) 監査に関する事項

#### ① 監査の実施状況

監査は、投資者の保護を図ることを目的として、協会の内部管理態勢の整備状況や法令・諸規則の遵守状況等を点検するものである。

本年度においても、監査対象先の業務内容、顧客層、リスクの状況等に即応した監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、82先（会員・特定業務会員56社、特別会員26機関）に対して監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「令和4年度監査計画」の重点事項に掲げた①内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）等の検証、②金融商品の投資勧誘・販売態勢の検証、③顧客資産の分別管理の状況の検証、④財務の健全性に係る検証、⑤マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML／CFT）への取組状況の検証、⑥売買管理態勢等の整備状況の検証、⑦サイバーセキュリティ対策への取組状況の検証、⑧個人情報の管理状況の検証を中心に、監査項目を個別具体的に決定した。

また、本年度は、82先（会員・特定業務会員56社、特別会員26機関）に対し監査結果通知を发出した。そのうち、18先（会員・特定業務会員17社、特別会員1機関）において法令・諸規則違反等が認められた。

#### ② 監査モニター制度（監査に対する意見受付制度）の実施状況

透明性及び信頼性の高い適切な監査の実施に資するため、監査の実施状況に関して、監査対象先のうち会員19社、特別会員7機関に対しオンサイト監査モニターを実施した。

なお、オンサイト監査モニター制度とは別に、オフサイト監査モニター制度として、監査結果通知書の交付日から1か月間、書面（電子データを含む。）により意見を受け付けることとしている。

③ 行政当局、他の自主規制機関等との連携

金融庁、証券取引等監視委員会及び日本取引所自主規制法人との間で情報交換会を開催し、監査業務についての情報共有を行う等、緊密な連携を図った。また、同委員会から講師を招へいして監査員研修を実施することにより、監査員の能力向上を図った。

④ 監査結果の概要等の周知徹底

投資者の保護を図るため、監査結果の概要をウェブサイトで公表した。また、協会員における法令・諸規則違反の未然防止及び内部管理態勢の構築に係る自主的な取組みの促進に資するため、監査結果の概要や主な指摘事例について、協会員に通知した。

(参考1) 監査の実施状況

(単位：社・機関)

	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度
会員・特定業務会員	56(1)	50(0)	49(0)	65(2)	70(1)
特別会員	26	24	24	35	40
合計	82	74	73	100	110

(注) 括弧(内書き)は、特別監査(フォローアップ監査を含む。)の実施社数

(特別会員内訳)

(単位：機関)

	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度
都市銀行等	1	4	0	2	0
地方銀行	9	7	11	14	17
第二地銀協地銀	7	5	8	8	9
信用金庫等	7	5	3	9	13
生命保険会社	0	0	0	0	0
損害保険会社	0	0	0	0	0
その他	2	3	2	2	1
合計	26	24	24	35	40

(注) 「都市銀行等」には、信託銀行及び政府系・系統金融機関を含む。「信用金庫等」には、信金中央金庫を含む。「その他」は、短資会社、外国銀行、信用組合等である。

(参考2) 監査結果の通知状況

(単位：社)

会員・特定業務会員	4年度	参 考			
		3年度	2年度	元年度	30年度
結果通知先数	56	47	49	64	68
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(17)	(11)	(12)	(26)	(26)

(単位：社)

特別会員	4年度	参 考			
		3年度	2年度	元年度	30年度
結果通知先数	26	27	19	34	41
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(1)	(3)	(1)	(4)	(2)

(2) 財務状況等のモニタリングに関する事項

① 経営状況等に応じたモニタリングの実施

イ. 毎月、自己資本規制比率が200%を下回った会員・特定業務会員のほか、業務・財産の状況、顧客資産の分別管理の状況、役員貸付の状況等からモニタリングの必要がある会員・特定業務会員を抽出する等、継続的かつきめ細かいモニタリングを実施した。

また、風評がある等、個別の問題が表面化する前に何らかの対応を要する情報が得られた会員・特定業務会員については、適宜、モニタリングを実施した。

ロ. 金融商品取引業又は登録金融機関業務を廃止する協会員、分別管理の状況や自己資本規制比率の算出等について確認すべき事項が認められた協会員に対し、訪問（一部は新型コロナウイルス感染症対応のため、オフサイト）により、ヒアリング及び確認を実施した（会員5社）。

② 行政当局等との連携

モニタリングで把握した情報については、協会内の関係部署で情報を共有するとともに、行政当局等との間で情報交換を行う等、緊密な連携を図った。

(3) 協会員の処分等

① 協会員の処分等

本年度中、定款第28条第1項の規定に基づき、会員2社に対し過怠金の賦課処分（併せて同第29条に基づき勧告）及び会員1社に対し譴責（併せて同勧告）を行った（特別会員について該当はなかった。）。

(参考1) 協会員に対する処分

【協会員処分の件数】

(単位：件)

	4年度	3年度	2年度
除名	0	0	0
会員権の停止又は制限	0	0	0
過怠金の賦課	2	0	1
譴責	1	0	1
合計	3	0	2

② 会員の外務員等に関する処分等

本年度中、会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5、「協会員の従業員に関する規則」第12条及び「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条の規定に基づき、登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱いの決定（5名）、二級不都合行為者の取扱いの決定（1名）、職務停止処分（16名）並びに職務禁止措置の決定（2名）を行った。

③ 特別会員の外務員等に関する処分等

本年度中、特別会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5、「協会員の従業員に関する規則」第12条及び「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条の規定に基づき、二級不都合行為者の取扱いの決定（2名）、職務停止処分（3名）並びに職務禁止措置の決定（1名）を行った。

④ 特定業務会員の外務員等に関する処分等

本年度中、特定業務会員の外務員等に関する処分等は行わなかった。

⑤ 協会員を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者の外務員等の処分等

本年度中、協会員を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者の外務員等に関し、金融商品取引法第66条の25において準用する同法第64条の5の規定に基づき、職務停止処分（2名）を行った。

(参考2) 外務員等に対する処分

【②から⑤の処分者を行為別に分類した件数】

(単位：人)

	4年度	3年度	2年度
虚偽告知、虚偽表示、誤解表示	10	9	13
着服	9	10	8
投機的売買、自己の信用取引等	3	5	3
無断売買	2	8	7
債務履行拒否又は不当に遅延させる行為	2	4	4
その他	6	14	8
合 計	32	50	43

(注) 複数の法令等違反行為を行っている事案については、その中から最も処分等に影響を及ぼした行為1つを抽出し、行為別件数を計算している。

#### (4) 事故の確認

金融商品取引法は、第39条第3項ただし書の規定により、補填に係る損失が事故に起因するものであることにつき、①財務局長等（内閣総理大臣）の確認を受けている場合、②本協会の事故確認委員会において、調査され、確認されている場合（金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第1項第9号）及び③事後に報告することを条件とする場合（金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項）には、金融商品取引業者等が顧客に対して、損失補填を行えることとしており、本年度中の対応状況は次のとおりである。

##### ① 財務局長等に対する確認申請事案の審査

協会員から提出された確認申請書の審査を行った（本年度中の会員に係る確認件数：2件、特定業務会員に係る確認件数：0件、特別会員に係る確認件数：0件）。

##### ② 事故確認委員会による調査及び確認

協会員から提出された事故調査確認申請書の調査及び確認を行った（本年度中の会員に係る確認件数：58件、特定業務会員に係る確認件数：0件、特別会員に係る確認件数：5件）。

##### ③ 事故報告書に係る事務

協会員から提出された財務局長等に対する「金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項に基づく事故報告書」の取りまとめを行った（本年度中の会員に係る報告件数：21,418件、特定業務会員に係る報告件数：4件、特別会員に係る報告件数：208件）。

(参考1) 事故の確認の状況

【①から③の各件数】

(単位：件)

	4年度	3年度	2年度
事故確認申請の件数	2	2	4
委員会調査確認申請の件数	63	219	271
事故報告の件数	21,630	13,016	33,945
合 計	21,695	13,237	34,220

※ 4年度の「委員会調査確認申請」の件数は、金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第1項第10号の改正（4年6月22日施行）により減少している。これは、当該改正により、事故報告（いわゆる損失補填後の報告）で足りる事故の損失額の基準がそれまで「10万円以下」であったものが「100万円以下」に引き上げられたことで、7月以降、損失額が「10万円超100万円以下」に係る事故についても、「委員会調査確認申請」ではなく、「事故報告」としての取扱いとなったことによる。

【4年度における委員会調査確認申請の申請金額・行為区分別の内訳】

(単位：件)

	未確認 売買	誤認 勧誘	事務 ミス	システム 障害	その他 法令違反	計
50万円以下	8	20	0	0	0	28
50万円超100万円以下	2	7	0	0	0	9
100万円超1000万円以下	7	16	0	0	3	26
合 計	17	43	0	0	3	63

## 14 あっせん・苦情相談に関する事項

### (1) 協会の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談に関する事項

本協会においては、金融ADRを行う第三者機関であるFINMACに対し、本協会の協会員等の業務に対する顧客からの相談受付け、苦情解決及び紛争解決のためのあっせん業務を委託している。

本年度における協会の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談の処理状況は次のとおりである（件数は本協会の協会員を対象としたもの）。

① 4年度 協会の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん申立て等の状況

(単位：件)

区分 \ 年度	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
年度当初の係属事案	32	49	62	303	15	31	32	23	15	48
新規申立事案	165	105	145	379	692	107	133	118	101	128
終結事案	120	122	158	620	404	123	134	109	93	161
和解	(79)	(76)	(103)	(565)	(370)	(68)	(63)	(51)	(47)	(95)
不調	(38)	(44)	(51)	(47)	(31)	(52)	(61)	(51)	(39)	(44)
取下げ等	(3)	(2)	(4)	(8)	(3)	(3)	(10)	(7)	(7)	(22)
年度末の係属事案	77	32	49	62	303	15	31	32	23	15

② 4年度 協会の有価証券の売買その他の取引等に関する苦情・相談件数

(単位：件)

苦情・相談内容		地区別										
		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	その他	合計
苦情	①勧誘に関する苦情	16	18	373	68	6	52	10	12	28	0	583
	②売買取引に関する苦情	4	8	150	46	3	29	6	6	18	0	270
	③事務処理に関する苦情	3	6	96	21	2	12	2	4	13	0	159
	④その他の苦情	5	6	59	15	1	21	8	4	9	0	128
	苦情合計	28	38	678	150	12	114	26	26	68	0	1,140
相談	相談合計	55	67	1,286	339	56	603	125	72	177	4	2,784
	苦情・相談合計	83	105	1,964	489	68	717	151	98	245	4	3,924

③ FINMACに寄せられた苦情相談の分析

本協会は、協会の営業の改善・向上に資するため、FINMACに寄せられた苦情相談について商品別や相談内容別といった具体的な切り口やテーマに基づいた分析を行っており、前年度に寄せられた苦情相談の分析結果を自主規制会議に報告するとともに協会に周知した。

また、必要と認めた個別の協会員に対しては、当該協会員に関する苦情相談の状況をフィードバックする等、直接のコミュニケーションを行った。

なお、FINMACが一部の協会員を対象に試験的に実施していた、顧客の親族から寄せられる不満を協会員へ伝達する取組み（パイロット・プログラム）の実施状況及び同プログラムへの参加会社によるアンケート結果を踏まえ、4年9月から対象を全協会員に拡大することとし、協会に周知した。

(2) 認定個人情報保護団体としての苦情相談の処理状況

本年度における個人情報の取扱いに関する苦情相談件数は次のとおりである。

(単位：件)

区分		4年度	3年度	2年度	元年度	30年度
苦 情	利用目的の特定関係	0	0	0	0	0
	利用目的による制限関係	2	0	0	0	0
	不適正な利用の禁止関係	0	-	-	-	-
	適正な取得関係	1	1	0	1	0
	取得に際しての利用目的の通知等関係	1	3	0	0	0
	データ内容の正確性の確保関係	0	1	0	0	1
	安全管理措置関係	0	1	1	0	0
	漏えい等の報告等関係	1	-	-	-	-
	第三者提供の制限関係	2	2	1	0	1
	外国への第三者提供の制限関係	0	0	0	0	0
	個人関連情報の第三者提供の制限等関係	0	-	-	-	-
	保有個人データに関する事項の公表、開示等関係	2	2	0	0	1
	仮名加工情報の取扱い関係	0	-	-	-	-
	匿名加工情報の取扱い関係	0	0	0	0	0
	その他	0	5	4	9	4
合 計	9	15	6	10	7	
相 談	相談・問合せ等	17	19	7	16	21
合 計		26	34	13	26	28

(注) 4年4月1日の改正個人情報保護法の施行に伴い、区分の項目に一部変更がある。

## 15 国際交流に関する事項

### (1) 国際交流

国際会議に参加し、海外の関係団体・自主規制機関等との積極的な意見交換を行った。

#### ① 日中証券市場協力

4年9月、日中両政府間で合意した「日中証券市場協力」の枠組みの下、金融庁及び日中の関係機関とともに「日中資本市場フォーラム」をオンラインにて開催した。本フォーラムでは、日中両国の登壇者より、両国の資本市場の更なる発展に向けた協力強化、高齢化問題や地球環境問題等の

共通課題に向けた協働等の観点から、各機関における最近の取組みが紹介されるとともに、幅広く多層的な協力・交流の促進への期待が示された。

#### ② 証券監督者国際機構（IOSCO）関連会議

4年10月、モロッコ マラケシュで開催された第47回IOSCO年次総会に参加した。サステナブル・ファイナンス、ノンバンク金融仲介、リテール市場の変容及びFintech等が重要なテーマとしてとりあげられた。Fintech関連では、暗号資産・デジタル資産（CDA）及び分散型金融（DeFi）に係る2つのワークストリームを設立し、政策提言を含む報告書の作成を目指して議論を行う旨、説明があった。協力会員諮問委員会（AMCC）では、リテールマーケットコンダクト・タスクフォース（RMCTF）、AMCCサステナビリティ・タスクフォース（AMCC STF）、エマージング・リスク委員会（CER）等のこれまでの取組みと今後の戦略についても報告が行われた。

4年6月、11月及び5年2月に開催（11月の会合以外はオンラインにて開催）された投資者保護を担当する第8常設委員会（C8）の会合にオブザーバーとして参加し、暗号資産やフィンフルエンサーに関する今後の作業計画、サステナブル・ファイナンスに関する投資者教育、世界投資者週間（WIW）の実施等に関し、各国の証券規制当局者等関係者との情報・意見交換を行った。

4年7月、オンラインにて開催されたIOSCO / AMCC中間会合に参加した。会合では、IOSCO幹部（議長、事務局長等）を招き、2年3月に発生した「Dash for Cash（現金への逃避）」等で浮き彫りとなった市場構造の脆弱性への対応、暗号資産業者の出金停止・破産等が相次ぐ中での暗号資産等への対応、国際サステナビリティ基準委員会（ISSB）の開示基準を含むサステナブル・ファイナンス関連の対応等について説明が行われた。

5年3月、米国金融取引業規制機構（FINRA）のCEOと面談及び実務者レベルの担当者との情報交換会を実施し、複雑な仕組債への対応、投資家教育に係る取組み及び特定投資家私募制度に係る自主規制規則等、両機関の最近の取組みや課題等について情報・意見交換を行った。

#### ③ 国際証券業協会会議（ICSA）関連会議

4年5月、米国 ワシントンD. C. にて開催されたICSAの年次総会にオンラインにて参加した。本会合では、主に新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの発生以降、各メンバー機関において対応された各種の事案について報告・情報共有が行われた。

4年11月、英国 ロンドンにて開催されたICSAの中間会合にオンラインにて参加した。本会合では、市場構造、サステナビリティ及びデジタル化等の共通課題について議論が行われた。

#### ④ アジア証券人フォーラム（ASF）関連会議

4年12月、第27回ASF年次総会をオンラインにて開催した。本会合では、アジア開発銀行（ADB）から「アジアにおける債券市場の課題とアジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）の取組み」について、本協会から「トランジション・ファイナンスに関するASFメンバーに対するサーベイ結果」について、国際資本市場協会（ICMA）から「トランジション・ファイナンスの市場動向及び課題」等について、シンガポール証券業協会（SAS）から「アジアにおけるESG投資のあり方」について、それぞれプレゼンテーションが行われ、参加機関同士による情報・意見交換が行われた。

⑤ 日本市場の魅力と可能性に関する海外向けPRの推進

5年3月、我が国市場の現状や日本政府による「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を含めた取組みをPRするべく、米国証券業金融市場協会（SIFMA）との共催により、「第12回日本証券サミット」を米国ニューヨークにて開催した。

本イベントでは、岸田政権の掲げる「新しい資本主義」、「資産所得倍増計画」及び「スタートアップ育成5か年計画」のポイントについて岸田総理によるビデオメッセージを放映したほか、金融庁金融国際審議官 天谷知子氏及び榎東京証券取引所代表取締役社長 山道裕己氏による基調講演が行われ、同庁及び同取引所における各種の改革に向けた取組みについて説明が行われた。パネル・ディスカッションでは、「日本経済の更なる成長に向けて」及び「日本市場の活性化に向けた諸施策について」と題する2つのテーマについて、内外市場関係者を迎えて意見交換が行われた。

⑥ 年次サステナブルボンド・カンファレンス

4年11月、ICMAとの共催により、6回目となる年次サステナブルボンド・カンファレンスを開催した。今回のカンファレンスでは、①脱炭素社会の達成に向けたトランジション・ファイナンス、②近年、国際的な資本市場で発行が増加するサステナビリティ・リンク・ボンド、及び③多様化するグリーン／ソーシャルボンド等の資金用途特定型債券に焦点を当てることとし、約500名が参加した。経済産業大臣政務官 長峯誠氏、金融庁長官 中島淳一氏、ICMAグリーンボンド原則・ソーシャルボンド原則事務局副最高経営責任者サステナブルファイナンス・ヘッド Nicholas Pfaff氏らによるゲストスピーチのほか、上記のテーマに即した3つのパネル・ディスカッションが行われた。

本カンファレンスの前日には、発行体等を対象とし、SDGs債発行にあたっての実務やグリーン／ソーシャルボンド原則のアップデート内容等について紹介する「エグゼクティブ・トレーニングコース」もオンラインにて開催した。

(2) 海外からの照会等への対応

年間を通じて、海外からの照会への対応、関係団体との情報交換、海外向けの講義等を行った。

- ① 4年8月及び11月、(独)国際協力機構（JICA）による研修のため、ベトナム国家証券委員会（SSC）、ベトナム証券取引所（VNX）、ホーチミン証券取引所（HOSE）及びハノイ証券取引所（HNX）の関係者が来協し、自主規制機関及び業界団体としての本協会の役割・機能、サステナブル・ファイナンスに関する本協会の取組み及び日本のIPO市場の動向等についてそれぞれ講義を行うとともに、意見交換を行った。12月には、オンラインにて開催された研修において、質疑応答・意見交換を行った。
- ② 4年11月、ハノイ証券取引所（HNX）の関係者が来協し、日本の社債市場及びサステナブル・ファイナンスに関する講義を行うとともに、意見交換を行った。
- ③ 5年1月、国際協力機構（JICA）による研修の一環としてベトナム国家証券委員会（SSC）、ホーチミン証券取引所（HOSE）及びハノイ証券取引所（HNX）の幹部等が来協し、本協会の概要及び重点施策等について説明を行うとともに、自主規制機関としての在り方をメインに参加者と意見交換を行った。

## 16 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項

### (1) 社会貢献活動・環境問題への取組み

4年5月、政府の地球温暖化対策計画における日本の温室効果ガス削減目標等を踏まえ、「証券業界の環境問題に関する取組み及び行動計画」の数値目標等について、一部改正を行った。また、6月、改正後の「証券業界の環境問題に関する行動計画」に基づき、証券業界全体における電力使用量やエネルギー使用量及び各社における環境問題への取組みについて、会員に対し「2021年度の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査」を実施し、11月に調査結果の公表を行った。

### (2) 寄付への取組み

寄付要請があった団体のうち、本年度中に7団体に対して寄付を行った。

## 17 地区協会に関する事項

### (1) 地区別評議会の開催状況

地区協会 区分	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	合計
地区別評議会(回)	11	11	5	11	11	11	11	11	11	93

### (2) その他地区協会における特記事項

#### <東京地区協会>

##### ・ 東京地区評議会の活動状況

本年度中、東京都以外に本店の所在する地方会員で構成する「東京地区地方証券等評議会」を4回開催した（東京地区評議会と東京地区リテール証券評議会との合同開催を含む。）。また、リテール営業を中心とする会員で構成する「東京地区リテール証券評議会」を4回開催（東京地区評議会及び東京地区地方証券等評議会との合同開催を含む。）した。

#### <大阪地区協会>

##### ① 会員との懇談会

本年度中、大阪地区に本店の所在する会員で構成する「本店会員懇談会」を11回開催した（地区別評議会との合同開催）。

##### ② 行政当局との懇談会

本年度中、金融庁及び近畿財務局幹部と会員代表者等との懇談会を5回開催した。

### ③ 地区特別事業

本年度中、各界の有識者と会員代表者等との間で自由に懇談する「経営者懇談会」を2回（うち特別懇談会1回）、会員各社の内部管理体制整備を支援する「大阪地区内部管理体制研究会」を10回（うち近畿財務局幹部と会員代表者等との懇談会との合同開催1回）、地区会員の営業員を対象とする「関西企業IRセミナー」を3回開催した。

4年10月、証券投資の促進と投資者層の裾野拡大を図るため、(株)大阪取引所との共催による「株式・経済講演会」を開催した。

### <九州地区協会>

#### ・ 地区特別事業

4年11月、金融証券知識の普及・啓発活動として、(株)西日本新聞社主催「資産運用フェア」に協賛し、一般向けセミナーの開催やブース出展を通じて、証券投資の基礎知識の普及・啓発、NISA制度及び九州地区管内に本・支店が存在する会員のうち希望のあった会員の周知活動を行った。また、5年1月の西日本新聞に同セミナーの内容を採録記事（全5段）として掲載した。

## 18 内部統制に関する事項

### ○ 本協会事務局組織における内部統制システム

本協会事務局組織においては、内部統制システムの整備に関する事務局内規程を設け、会長をはじめとする常勤役員等で構成するコンプライアンス委員会が、内部統制システムの整備に関する重要な事項を決定している。

この体制の下、各部署においては、手順書等を定めこれに基づき運用し、運用状況を把握・点検して改善・見直しを図っている。また、後述のとおり、内部監査部門を設け、各部署における業務の執行状況を監査している。

## 19 内部監査に関する事項

### ○ 本協会事務局組織における内部監査

#### (1) 部署別監査

##### ① 業務の遂行の状況等に関する監査

各部署における内部統制システムの構築及び運用状況並びに所管業務の適正な遂行の状況等を重点項目として、本部10部3室を対象に監査を実施し、認められた課題について、その解決に向けた提言を行うとともに、その結果については、代表役員（会長、副会長、副会長・専務理事、以下同じ。）

及び常任監事に報告し、改善すべき事項が認められた部署に対して改善措置策の作成を要請した。

また、内部統制システムの構築及び運用状況の結果については、コンプライアンス委員会事務局に報告した。

## ② 個人情報等の業務上知り得た情報の取扱状況に関する監査

個人情報等の取扱状況につき、業務の遂行の状況等に関する監査と併せて本部10部3室を対象に監査を実施し、その結果については、代表役員及び常任監事並びにコンプライアンス委員会事務局に報告した。

## (2) 改善措置策の実行状況等のフォローアップ

部署別監査につき、改善措置策の提出があった1部を対象にフォローアップを実施するとともに、その実行状況を確認し、代表役員及び常任監事に報告した。

## 20 その他

### (1) 記者会見の開催

報道関係者への情報提供の場として定例の記者会見を計11回開催し、本協会における決定事項や様々な取組みについて発表を行った。

### (2) 証券市場全体のBCP整備のための取組み

4年11月、午前9時に首都直下地震が発生した想定の下、合同訓練を実施した。本訓練では、日銀ネットの稼働状況が一部ブラインド化されている状況で自社に必要な作業を確認するシナリオにより、参加協会員を対象に、BCP対策委員会等からの情報の提供や協会員による被災状況等について、BCPWEBを用いて情報の更新・共有を行うとともに、各社における関係部署間の連携体制の確認等を実施した。

なお、前年度に引き続きコロナ禍での実施となり、協会員において、在宅からの参加が一定程度見受けられたが、事後調査結果からも事業継続体制の整備において、在宅勤務の導入・拡充等が進められていることが確認できた。

また、証券市場BCPの発動に伴い、①公社債市場BCP対策会議における市場慣行の変更推奨の協議、②証券インフラ機関のシステム（㈱日本取引所グループの取引システム並びに、㈱日本証券クリアリング機構、㈱証券保管振替機構及び㈱ほふりクリアリングの清算・決済システム）がバックアップセンターへ切り替えられた場合の対応準備や接続確認等、③金融庁よりBCPWEBの双方向機能を通じた報告要請がなされたことに伴う、会員における対策本部の設営、各社対策本部連絡先並びに本店及びシステムセンターの被害状況の報告、④短資取引約定確認システムにも影響が及ぶシナリオで短期金融市場及び外国為替市場との市場間連携の確認、⑤公社債報告・集計システム、取引所外取引の報告・公表システム及びフェニックス銘柄システムの稼働確認も行った。

### (3) 証券業界における新型コロナウイルス感染症予防対策のための取組み

4年11月、会員が新型コロナウイルス感染症予防対策を行う際の基本的事項を整理した「証券業界における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」について、政府事務連絡等を踏まえ、一般的に緩和の余地があると考えられる事項等について、見直しを行うため、一部改訂を行った。

その後、政府において、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについての取扱いが改められたこと及び5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとされ、当該位置づけが変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針も廃止されることとなった。このため、3月、ガイドラインに規定しているマスクに関する記載を削除する等の改訂を行うとともに、その後、特段の事情の変更がなければ、5月8日付けをもって、ガイドラインを廃止することとした。

## 第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等

### 1 総会

4年6月13日、定時総会を開催し、次の議案を付議し、全て原案どおり承認可決した。

- 第1号議案 令和3年度 事業報告書承認の件
- 第2号議案 令和3年度 収支計算書承認の件
- 第3号議案 令和4年度 事業計画書承認の件
- 第4号議案 令和4年度 収支予算書承認の件
- 第5号議案 会長、公益理事、常任理事、常任監事及び公益委員選任の件  
(会員選挙及び特別会員選挙の結果報告の件)

### 2 理事会

本年度中、理事会を17回開催した。本年度の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 「協会予算・財務等の中期的運営についての考え方」(案)及び「令和5年度予算編成の指針」(案)について
- ・ 「会員会費規則」の一部改正について
- ・ 会員会費の特例措置等の見直しについて(案)
- ・ 令和5年度予算編成の指針(案)について
- ・ 令和3年度事業報告書及び令和4年度事業計画書について
- ・ 令和3年度収支計算書及び令和4年度収支予算書について
- ・ 令和4年度収支決算見込み及び令和5年度収支予算(案)について
- ・ 新役員等候補者の推薦について
- ・ 金融商品取引業者及び登録金融機関の本協会加入又は脱退について

### 3 自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会

#### (1) 自主規制会議

本年度中、自主規制会議を14回開催し、自主規制に係る重要な事項につき審議した。本年度の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の制定等
- ・ 「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正
- ・ 「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正
- ・ ファイアーウォール規制の見直しに伴う「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に

関する規則』に関する考え方」の一部改正

- ・ 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正
- ・ 公開価格の設定プロセスの見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正
- ・ M&Aを資金用途とする募集時の開示要請の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正
- ・ 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正
- ・ 事業承継の円滑化に向けた「店頭有価証券に関する規則」の一部改正
- ・ 個人情報保護法等の改正に伴う「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正
- ・ 複雑な仕組債等の販売勧誘に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正（案）に関するパブリックコメントの募集
- ・ 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の制定等に関するパブリックコメントの募集
- ・ 協会の処分
- ・ 令和5年度監査計画
- ・ 本協会が実施する自主規制に関する研修の基本計画（2023年度）
- ・ キャピタルマーケットフォーラム（第5期）の設置
- ・ 「協会の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」の設置

また、自主規制会議の下部機関である「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」（22年1月設置）を9回開催した。

本ワーキング・グループでは以下の事項について検討を行った。

イ. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売勧誘

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の適切な販売勧誘に係る制度整備を行うため、投資勧誘規則、関係ガイドライン、参考様式の改正案について検討を行った。

ロ. 「高齢顧客ブック」の作成

協会が様々な場面で高齢顧客に接していく際に創意工夫を行うための一助として、金融商品取引に関する高齢顧客対応における協会の参考となりうる情報を収集し取りまとめ、協会に向けて発信を行うこととした。

また、4年9月、「協会の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」を設置した（本年度中、5回開催）。

本ワーキング・グループでは「情報漏えいに対する協会及び金融商品仲介業者の役職員の処分の厳格化」及び「不都合行為者名簿の公表等」について検討を行った。

## (2) 証券戦略会議

本年度中、証券戦略会議を14回開催した。本年度の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 「証券業界の環境問題に関する取組み及び行動計画」の一部改正について（案）

- ・ 2022年度証券投資推進広報実施計画（案）
- ・ 「中間層の資産所得拡大に向けて～資産所得倍増プランへの提言～」(案) について
- ・ 令和4年全国証券大会における「所信」(案) について
- ・ 「令和5年度税制改正に関する要望」(案) について
- ・ 株主優待SDGs 基金に関する2022年度の進捗状況及び2023年度の支援先(案) について

また、証券戦略会議の下部機関として設置された懇談会、検討部会及びワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「社会保障・税番号に係る法整備等対応ワーキング・グループ」(23年7月設置)を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、証券業界におけるマイナンバーの利活用に関する要望事項及びスキームについて検討を行った。

- ② 本年度中、「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」(2年7月設置)を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」における議論及び金融商品取引法等の一部を改正する法律案(5年3月提出)の内容を踏まえ、顧客交付書面のデジタル原則化への課題等について検討を行った。また、配当金受取りの手続きのデジタル化の観点より、株式数比例配分方式の普及促進等について検討を行った。

- ③ 本年度中、「証券税制に関するワーキング・グループ」(16年7月設置)を11回開催した。

本ワーキング・グループでは、令和6年度税制改正要望の要望項目等について検討を行った。

- ④ 本年度中、「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会」(21年2月設置、自主規制会議と共管)の下部機関のワーキング・グループを2回開催した。

本ワーキング・グループでは、「反社情報照会システム」利用料金規程の一部改正及び反社情報照会システムのリプレースについて検討を行った。

- ⑤ 本年度中、「金融・資本市場統計整備懇談会」(21年6月設置)を1回開催した。

本懇談会では、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、総務省及び日本銀行よりそれぞれプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。

- ⑥ 本年度中、「証券会社最高情報責任者(CIO)懇談会」(20年9月設置)を2回開催した。

本懇談会では、内閣サイバーセキュリティセンター、金融庁総合政策局リスク分析総括課サイバーセキュリティ対策企画調整室より、それぞれサイバーセキュリティに関する御講演をいただき、意見交換を行った。

また、JPXシステムの取組みについて(株)日本取引所グループと意見交換を行った他、(株)BOOSTRYより、Web3及びデジタル証券(Security Token)の概況と展望について御講演をいただき、意見交換を行った。

- ⑦ 本年度中、「証券会社情報セキュリティワーキング・グループ」(21年3月設置)を開催し、会員において発生した主なシステム障害事案を四半期ごとに取りまとめ、周知した。

- ⑧ 本年度中、「証券投資推進のための広報検討ワーキング・グループ」（旧「NISA推進ワーキング・グループ」（25年3月設置））を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、若年層を中心とした投資未経験者・無関心層に対する証券投資の意義・目的の理解促進等を図るための具体的な広報活動について検討し、「2022年度証券投資推進広報実施計画」を取りまとめた。また、来事務年度における広報活動の実施に向け、「2023年度証券投資推進広報実施計画」策定の検討等を行った。

- ⑨ 本年度中、「寄金ワーキング・グループ」（16年9月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、寄付要請があった案件について、寄付金拠出の有無又は拠出案の検討を行った。

- ⑩ 本年度中、「社会貢献ワーキング・グループ」（19年10月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、政府の地球温暖化対策計画における日本の温室効果ガス削減目標等を踏まえ、「証券業界の環境問題に関する取組み及び行動計画」の数値目標等について、一部改正を行った。また、「2021年度の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査」の調査結果を取りまとめ、調査結果について意見交換を行った。

- ⑪ 本年度中、「会員とNPO法人等とのプラットフォーム運営委員会」（31年4月設置）を3回開催した。

本委員会では、子供の貧困問題の解決に向けて活動しているNPO法人等と会員を結ぶ「こどもサポート証券ネット」の効率的かつ実効的な運営のため、参加するNPO法人等の選定・審査や、加入要件の見直し等について検討を行った。

### (3) 総務委員会

本年度中、総務委員会を19回開催した。本年度の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 「会員会費規則」の一部改正について
- ・ システムコストの一層の効率化を踏まえた「中期的なリプレース方針策定に係るシステム検討部会」の設置について
- ・ 取引所外取引の報告・公表システムの費用負担のあり方について
- ・ 「協会の予算・財務等の中期的運営の考え方」（案）について
- ・ 「令和5年度予算編成の指針」（案）について
- ・ 令和4年度収支決算見込みについて
- ・ 令和5年度収支予算（案）について
- ・ 金融商品取引業者及び登録金融機関の本協会加入又は脱退について

併せて、本協会における調達事案について審議した。本年度の主な調達事案は以下のとおりである。

- ・ 本協会ホームページのリニューアルに係る調達について
- ・ 取引所外取引の報告・公表システムリプレースに係る第I種調達について
- ・ 認証基盤のリプレースに係る契約締結について
- ・ つみたてNISA CM動画制作及び配信に係る調達（発注先選定及び契約締結）について

- ・ 2022年度証券投資推進のための特別広報に係る調達（発注先選定及び契約締結）について
- ・ 認証基盤及び外務員登録・資格管理システムのリプレースに係る契約締結について

また、総務委員会の下部機関である分科会及びワーキング・グループの検討状況は、以下のとおりである。

① 本年度中、「財務分科会」（16年7月設置）を8回開催した。

本分科会では、令和5年度から3か年の協会の予算・財務等の中期的運営の考え方（案）、令和5年度予算編成の指針（案）及び会員会費の特例措置等の見直し（案）を取りまとめたほか、決算報告の審査、資格管理事業における外務員資格試験受験者数の進捗状況等について意見交換を行った。また、「中期的なりリプレース方針策定に係るシステム検討部会」を設置し、認証基盤及び認証基盤を利用するシステムの中期的なりリプレース方針、効率性及び有効性について検討を行った。

② 本年度中、「協会資産 運用諮問・検証分科会」（2年7月設置）を5回開催した。

本分科会では、運用状況の報告と令和5年度運用計画について意見交換を行った。

#### (4) 行動規範委員会

本年度中、行動規範委員会を2回開催した。本年度の報告事項は以下のとおりである。

- ・ 公開価格の設定プロセスのあり方等に関する検討について
- ・ 仕組債に関する検討状況について

#### (5) 金融・証券教育支援委員会

本年度中、金融・証券教育支援委員会を4回開催し、金融・証券知識の普及啓発に係る重要な事項につき審議した。本年度の主な審議・報告事項は以下のとおりである。

- ・ 4年度における金融・証券教育支援活動について
- ・ 「資産所得倍増プラン」等に対する取組みについて
- ・ 5年度における事業計画

また、本年度中、金融・証券教育支援委員会の下部機関である「金融・証券教育支援委員会ワーキング・グループ」（23年10月設置）を4回開催した。

本ワーキング・グループでは、4年度における各事業の内容、5年度における事業計画等について実務的観点からの検討を行った。

### 4 証券評議会、業態別評議会及び地区評議会

#### (1) 証券評議会

本年度中、証券評議会を5回開催し、各業態別評議会の実施状況等について報告を受けたほか、以下の事項について意見交換及び審議を行い、本評議会から証券戦略会議に報告又は提案を行った。

- ・ インターネット証券評議会からの提案事項（「個人投資家の上場株式の投資単位に関する意識

調査」の結果について)

- ・ インターネット証券評議会からの提案について（令和6年度税制改正要望に関する提案について）

また、証券評議会委員、証券戦略会議議長会社・同副議長会社の担当役員、金融庁及び証券取引等監視委員会の担当課長等をメンバーとする「証券市場に関する諸問題を考える会」を4回開催し、証券市場に関する諸問題について積極的に意見交換等を行った。

## (2) 業態別評議会

### ① リテール証券評議会

本年度中、リテール証券評議会を6回（うち、幹事会3回）開催し、以下の内容について、講師より説明を受け、意見交換を行った。

- ・ 日本におけるデジタル証券（Security Token）の概況と展望（講師：株BOOSTRY COO 周藤一浩氏）
- ・ 米国リテール証券業界の収益構造と営業員キャリアパスのさらなる深化（講師：NRIアメリカ金融・IT研究部門長 吉永高士氏）

さらに、本評議会の検討テーマに関連し、金融庁担当課長を招いて、以下の内容について説明を受け、意見交換を行った。

- ・ 金融庁の2022事務年度金融行政方針について
- ・ 市場制度ワーキング・グループや顧客本位タスクフォースの報告書について

### ② ホールセール証券評議会

本年度中、ホールセール証券評議会を5回開催し、以下の内容について、意見交換を行った。

- ・ サステナブルファイナンス市場の潮流（講師：大和証券株金融市場調査部シニアストラテジスト 尾谷俊氏）
- ・ 経済安全保障について（講師：北村エコノミックセキュリティ（同）北村滋氏）

また、株日本取引所グループ担当役員を招いて、株日本取引所グループの中期経営計画2024について説明を受け、意見交換を行ったほか、金融庁担当官を招聘し、「金融審議会『市場制度ワーキング・グループ』第二次中間整理」について説明を受け、意見交換を行った。

### ③ インターネット証券評議会

本年度中、インターネット証券評議会を6回開催し、証券評議会への提案として、以下の内容を取りまとめた。

- ・ 「個人投資家の上場株式の投資単位に関する意識調査」の結果について
- ・ 令和6年度税制改正要望事項について

また、以下の内容について、講師より説明を受け、意見交換を行った。

- ・ 米国の個人株式投資と投資単位をめぐって（講師：株野村総合研究所 大崎貞和氏）

その他、本評議会の下部機関である「インターネット取引における検討ワーキング・グループ」

を3回開催し、本ワーキング・グループの検討結果として、以下の具体的内容を取りまとめた。

- ・ 令和6年度税制改正要望事項について

#### ④ 個人投資家応援証券評議会

本年度中、個人投資家応援証券評議会を4回開催し、講師より説明を受け、以下の内容について、意見交換を行った。

- ・ 不正競争防止法について（講師：第一協同法律事務所 西芳宏氏）
- ・ 米国におけるFAのビジネスモデル ―日本への示唆と顧客本位の在り方について―（講師：帝京平成大学人文社会学部経営学科教授 沼田優子氏）

業態別評議会の参加会員数（延べ）

（単位：社）

業 態 別 評 議 会 名	4年度末	3年度末	増 減 数
リ テ ー ル 証 券 評 議 会	82	84	▲2
ホ ー ル セ ー ル 証 券 評 議 会	32	32	0
イ ン タ ー ネ ッ ト 証 券 評 議 会	29	28	1
個 人 投 資 家 応 援 証 券 評 議 会	18	19	▲1
合 計	161	163	▲2

#### (3) 地区評議会

本年度中、地区評議会を12回開催し、証券戦略会議における審議事項等について報告を行うとともに、各地区から寄せられた課題等について情報交換を行った。

### 5 分科会・委員会等

#### (1) 自主規制企画分科会

本年度中、自主規制企画分科会を10回開催し、主に次に掲げる事項について審議し、自主規制会議に付議した。

- ・ ファイアーウォール規制の見直しに伴う「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の一部改正
- ・ 「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正
- ・ 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正
- ・ 個人情報保護法等の改正に伴う「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正
- ・ 複雑な仕組債等の販売勧誘に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正（案）に関するパブリックコメントの募集
- ・ 令和5年度監査計画
- ・ 本協会が実施する自主規制に関する研修の基本計画（2023年度）

- ・ 「私募債等の商品審査及び販売態勢等のあり方に関するワーキング・グループ」の設置

また、自主規制企画分科会の下部機関であるワーキング・グループの本年度中の検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「自主規制規則の改善等に関するワーキング・グループ」（19年1月設置）を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、自主規制規則の見直しに関する提案として寄せられた、顧客カードの記載事項における「顧客となった動機」の削除について、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正に向けた検討を行った。

また、自主規制規則の見直しに関する提案として寄せられた、情報漏えいに対する処分の厳格化について、協会の役職員に対する処分に関するワーキング・グループにおける検討を踏まえ、「協会の従業員に関する規則」等の一部改正に向けた検討を行った。

- ② 本年度中、「『広告等の表示及び景品類の提供に関する規則』等に関するワーキング・グループ」（15年7月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等について、広告等表示の適正化を図るため、投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、「広告等に関する指針」の一部改正に向けた検討を行った。

- ③ 本年度中、「研修編成ワーキング・グループ」（24年9月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、「本協会が実施する自主規制に関する研修の基本計画（2023年度（案）」を取りまとめた。

- ④ 本年度中、「外務員等資格試験制度に関するワーキング・グループ」（16年11月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、外務員資格更新研修のオンライン受講の実施方法及び外務員必携等の電子書籍化について検討を行った。

## (2) エクイティ分科会

本年度中、エクイティ分科会を8回開催し、主に次に掲げる事項について審議し、必要な事項を自主規制会議に付議した。

- ・ 公開価格の設定プロセスの見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正
- ・ M&Aを資金用途とする募集時に主幹事会員が確認すべき事項及び発行会社に公表要請すべき事項等の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正
- ・ 地域企業の事業承継等の円滑化を図るための、「店頭有価証券に関する規則」の一部改正
- ・ 特定投資家向け有価証券のPTS取引の実施にあたり必要な自主規制規則の整備のための、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の制定等に関するパブリックコメントの募集

また、エクイティ分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況は、以下のとおりである。

- ① 本年度中、「引受けに関するワーキング・グループ」（18年6月設置）を22回開催した。  
本ワーキング・グループでは、以下の事項について検討を行った。
- イ、「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」報告書を踏まえた規則改正等  
「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」報告書に掲げられた改善策を実現するため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正等について、検討を行った。
- ロ、M&Aを資金使途とする募集時に主幹事会員が確認すべき事項及び発行会社に公表要請すべき事項等の見直しに係る規則改正等  
M&Aを資金使途とする公募増資の引受けに際し、主幹事会員が確認すべき事項及び発行会社に公表要請すべき事項等を見直すため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正等について、検討を行った。  
また、規則改正を踏まえ、M&Aを資金使途とする引受けを行うに当たり留意すべき事項等を示したQ&Aの作成に向けて、検討を行った。
- ハ、ベンチャーファンド市場の制度整備を踏まえた引受けに係る規則改正等  
（株）東京証券取引所においてベンチャーファンド市場の制度整備が行われていることを踏まえ、ベンチャーファンドの証券会社の引受けに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正等について、検討を行った。
- ニ、不動産等を信託財産とする受益証券発行信託の引受けに係る規則改正等  
不動産等を信託財産とする受益証券発行信託の発行が進んでいることに伴い、不動産等を信託財産とする受益証券発行信託の証券会社の引受けに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正等について、検討を行った。
- ② 本年度中、「引受け審査に関するワーキング・グループ」（23年11月設置）を7回開催した。  
本ワーキング・グループでは、「引受けに関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、「引受けに関するワーキング・グループ」と共催で、以下の事項について検討を行った。
- イ、M&Aを資金使途とする募集時に主幹事会員が確認すべき事項及び発行会社に公表要請すべき事項等の見直しに係る規則改正等
- ロ、ベンチャーファンド市場の制度整備を踏まえた引受けに係る規則改正等
- ハ、不動産等を信託財産とする受益証券発行信託の引受けに係る規則改正等
- ③ 本年度中、「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」（22年4月設置）を1回開催した。  
本ワーキング・グループでは、取引所外取引報告・公表システムの費用負担の方針について、検討を行った。
- ④ 本年度中、「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」（30年10月設置、3年7月改組）を5回開催した。  
本ワーキング・グループでは、以下の事項について検討を行った。

- イ。「金融審議会『市場制度ワーキング・グループ』中間整理」の提言を受けた、地域企業の事業承継等の円滑化を図るための、「店頭有価証券に関する規則」の一部改正
- ロ. 特定投資家向け有価証券のPTS取引の実施にあたり必要な自主規制規則の整備のための、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の制定等
- ハ。「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等（J-Ships）」における勧誘資料の取扱い

### (3) 公社債分科会

本年度中、公社債分科会を7回開催し、主に次に掲げる事項について審議し、自主規制会議に付議した。

- ・ 「一般債の振替決済に関するガイドライン」等の一部改正
- ・ 「債券貸借取引に関する基本契約書」等の一部改正
- ・ 「私募債等の商品審査及び販売態勢等のあり方に関するワーキング・グループ」の設置
- ・ 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の制定に関するパブリックコメントの募集

また、公社債分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況等は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」（17年7月設置）を1回開催した。  
本ワーキング・グループでは、「社債レポ市場の整備に向けた課題対応工程（マイルストーン）」において挙げられた「フェイル慣行の整備等（一般債へのフェイルチャージの導入）」や「契約書等の整備」への対応として、「一般債の振替決済に関するガイドライン」及び「債券貸借取引に関する基本契約書」等の一部改正について検討を行った。
- ② 本年度中、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」（24年8月設置）を1回開催した。  
本ワーキング・グループでは、社債の取引情報の報告・発表制度が社債の流動性に与える影響等について検証し、発表対象銘柄の拡大及び発表事項の見直しの必要性等について、検討を行った。また、新発債に係る取引情報の発表開始時期の早期化を図るため、「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の一部改正について検討を行った。
- ③ 本年度中、「社債等の発行手続に関するワーキング・グループ」（1年12月設置）を2回開催した。  
本ワーキング・グループでは、「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」の運用状況やマーケット環境の変化を踏まえ、社債券等の募集の引受けに係る実務上の課題等について検討を行った。
- ④ 4年10月、本分科会及び自主規制企画分科会の下部機関として、「私募債等の商品審査及び販売態勢等のあり方に関するワーキング・グループ」を設置した（本年度中、2回開催）。

本ワーキング・グループでは、資産流動化債券について、企業金融型に類似する商品の発行事例がみられること等を踏まえ、留意が必要な資産流動化債券の類型を整理のうえ、当該債券について審査及びモニタリングすべき事項等について、「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」等の見

直しの検討を行った。

#### (4) 金融商品分科会

本年度中、金融商品分科会を1回開催した。

また、本年度中、金融商品分科会の下部機関であるワーキング・グループの開催はなかった。

#### (5) 規律委員会

本年度中、規律委員会を3回開催し、協会の処分について審議し、自主規制会議に付議した。

#### (6) 外務員等規律委員会

本年度中、外務員等規律委員会を6回開催し、協会の外務員等に関する処分等について審議し、本協会会長に報告した。

#### (7) 事故確認委員会

本年度中、事故確認委員会を12回開催し、協会から提出された事故調査確認申請書について審議した。

#### (8) 外務員等資格試験委員会

本年度中、外務員等資格試験委員会を3回開催し、外務員及び内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）の廃止に係る報告及び不正受験事案に対する措置決定等を行った。

### 6 監事会

本年度中、監事会を7回開催し、本協会の業務の実態につき、監事間で情報の共有を図るとともに、会計監査（四半期監査及び決算監査）等を実施した。4年5月、本協会の業務の執行及び会計に関して監査を行った結果を踏まえ、3年度監査報告書を作成した。また、7月、4事務年度監事監査の方針・計画等を策定し、理事会に報告した。

### 7 人事推薦委員会

本年度中、自主規制会議人事推薦委員会を3回、証券戦略会議人事推薦委員会を1回、人事推薦合同委員会を7回開催し、本協会の役員候補者並びに自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会の委員候補者を理事会に推薦した。

## 8 懇談会等

### (1) 政策懇談会

本年度中、「政策懇談会」を9回開催し、主に金融審議会の「市場制度ワーキング・グループ」において議論されている「販売・助言サービスの態様に応じた適切な制度の設計」、「顧客本位タスクフォース」において議論されている「顧客本位の業務運営の確保に向けた取組み」等について検討を行った。

### (2) 財務省との懇談会

本年度中、財務省と証券戦略会議との懇談会を2回開催し、最近の経済情勢等について意見交換を行った。

### (3) 会員代表者合同会議（金融庁との意見交換会）

本年度中、会員代表者合同会議を7回開催し、金融庁幹部との意見交換を行った。

### (4) 国際関係懇談会

本年度中、国際関係懇談会を2回開催した。その検討状況は以下のとおりである。

- ① 4年11月、会議参加のため来日していた国際資本市場協会（ICMA）副最高経営責任者のNicholas Pfaff氏及びマネージング・ディレクター アジア太平洋地域事務所代表のMushtaqKapasi氏がサステナブルファイナンスの最新動向と議論の状況について説明するとともに、本懇談会メンバー等と意見交換を行った（ホールセール証券評議会及びサステナブルファイナンス推進委員会との合同開催）。
- ② 5年1月、G7関係会合の事前準備のため来日していた米国財務省 財務長官顧問のBrent Neiman氏が米国財務省の政策優先課題等について説明するとともに、日本の金融業界が直面する課題等について、本懇談会メンバー等と意見交換を行った（ホールセール証券評議との合同開催）。

### (5) 証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会等

本年度中、「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」を3回開催し、本懇談会の下部機関である「サステナブルファイナンス推進委員会」を3回、「働き方改革・ダイバーシティ推進委員会」を2回開催した。

また、「サステナブルファイナンス推進委員会」の下部機関である「SDGsに貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」を1回、「サステナビリティ基準ワーキング・グループ」を7回開催した。

これらの懇談会、委員会等での主な検討状況は以下のとおりである。

- ① 「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」では、各委員会等における検討結果について報告を行ったほか、SDGsの普及・推進に向けた大学との連携、株主優待SDGs基金における支援先等に

ついて検討を行った。

- ② 「サステナブルファイナンス推進委員会」では、サステナブルファイナンスの最新動向等をテーマにICMAと意見交換等を行った（国際関係懇談会と合同開催）。
- ③ 「働き方改革・ダイバーシティ推進委員会」では、証券業界における生産性の向上や働きがいのある職場環境の整備、ダイバーシティ推進に向け、証券業界の現状及び課題を踏まえた具体的施策の検討を行った。
- ④ 「SDGsに貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」では、政府が国債として発行を検討するGX経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）について、個人向けにも発行を検討するよう証券業界として提言したことを踏まえ、個人向けGX経済移行債の商品性等について検討を行った。
- ⑤ 「サステナビリティ基準ワーキング・グループ」では、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表した公開草案「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（案）」等に対し、証券業界として意見発信を行うべく、検討を行った。

4年7月、本ワーキング・グループでの検討を踏まえ、ISSBへ意見書を提出した。

#### (6) カーボンニュートラル実現に向けた証券業界に対するアドバイザリーボード

本年度中、「カーボンニュートラル実現に向けた証券業界に対するアドバイザリーボード」を3回開催し、諸外国の動きや学術的知見を踏まえつつ、加速するカーボンニュートラルの実現に向けた動きに証券業界としても貢献ができるよう、証券業界が果たすべき役割について大学関係者、シンクタンク等の有識者と意見交換を行った。

#### (7) BCP対策委員会

本年度中、証券市場BCPフォーラムのBCP対策委員会を3回開催した。

本委員会での検討状況は、以下のとおりである。

- ① 本年度の証券市場BCP合同訓練を行うに当たり、証券インフラ機関のシステムの切り替えに係る市場参加者等における業務影響を検討するためのポイントのほか、公社債報告・集計システム、取引所外取引の報告・公表システム及びフェニックス銘柄システムの稼働状況を踏まえた自社対応訓練並びに他市場（短期金融市場及び外国為替市場）との連携等を踏まえた合同訓練手順等について検討を行った。
- ② 5年3月、本年度のBCP対策委員会の活動報告書の取りまとめを行った。

#### (8) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会

本年度中、「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会（旧「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」（21年9月設置））を1回開催し、本協会や警察・行政等の関係機関における投資詐欺の被害防止に係る対応状況等の情報共有・交換を行った。

## (9) NISA推進・連絡協議会

本年度中、「NISA推進・連絡協議会」を2回開催し、NISA制度の抜本的拡充・恒久化に向けた情報共有・意見交換を行った。

## 9 役員等

### (1) 会長、副会長等の就退任

- ① 4年6月30日付退任 森田敏夫氏（会長）、江川雅子氏、永井浩二氏、日比野隆司氏、森本学氏（副会長）、岳野万里夫氏（副会長・専務理事）
- ② 4年7月1日付就任 森田敏夫氏（会長）、江川雅子氏、永井浩二氏、日比野隆司氏、森本学氏（副会長）、岳野万里夫氏（副会長・専務理事）

### (2) 公益理事の就退任

- ① 4年6月30日付退任 神田秀樹氏、高木祥吉氏、藤沢久美氏
- ② 4年7月1日付就任 神田秀樹氏、高木祥吉氏、藤沢久美氏

### (3) 会員理事・特別会員理事・会員監事の就退任

- ① 4年4月1日付就任 高島誠氏（特別会員理事）
- ② 4年6月30日付退任 石井登氏（会員理事）、高島誠氏（特別会員理事）、今井陸雄氏、小高富士夫氏（会員監事）
- ③ 4年7月1日付就任 石井登氏（会員理事）、半沢淳一氏（特別会員理事）、小高富士夫氏、内藤誠二郎氏（会員監事）
- ④ 5年3月31日付退任 半沢淳一氏（特別会員理事）

### (4) 執行役の就退任

- ① 4年6月30日付退任 菊地鋼二氏、坂井竜裕氏、島村昌征氏（常務執行役）、菱川功氏（執行役）
- ② 4年7月1日付就任 菊地鋼二氏（専務執行役）、島村昌征氏、松本昌男氏（常務執行役）、菱川功氏（執行役）

### (5) 常任監事の就退任

- ① 4年6月13日付退任 山本悟氏
- ② 4年6月13日付就任 石黒淳史氏

(注) 4年3月28日を選挙期日とする特別会員選挙で特別会員理事選出、6月10日を選挙期日とする会員選挙で会員理事、会員監事並びに特別会員選挙で特別会員理事選出、6月13日の定時総会で会長、公益理事、常任理事及び常任監事選出